

政策資料

No.313 《復刊208号》
1992年10月1日

巻頭言 山本正和 1

〈資料〉

- 「大阪靖国訴訟」控訴審判決について 2
- 党首会談における提案 3
- 人事院勧告について 4
- 参議院選挙の中間総括と当面の基本方針 5
- 中国と韓国の国交樹立について 11
- 中国と韓国の国交樹立にあたって（談話） 12
- 1993年度郵政省概算要求に関する申し入れ 12
- 総合経済対策について（談話） 14
- 談話（共和・佐川問題） 15
- 一票の格差拡大と定数是正に対する談話 16
- 政治改革のための緊急提言 16

- カンボジアにおけるPKOへの参加に関する申し入れ 17
- 談話（カンボジア） 19
- 日本・ロシア関係の飛躍的前進をめざして 19

〔シャドーキャビネット関係〕

- カンボジア復興閣僚会議の結果について 23
- 1992年版「防衛白書」について 24
- 第2次シャドーキャビネット一覧 26

政策の焦点

- I 高齢者介護政策の基本方向 28
- II 経済白書を読んで 31

参議院選挙の敗因をめぐって、

さまざまな論議がある。何はとも

あれ議論がつくされるべきだと思

う。私自身、党を代表する比例区

の候補者として、全国を駆け巡っ

た一人として、さまざまな述懐を

もっている。

とであった。

私なりに、選挙を通じて感じた

かという点においても、国民の

今後の党のあり方について述べた

いと思う。

それは、党の政治方針が国民の

前に解り易く示されなければなら

ないということである。

言頭巻



参議院選挙を

ふりかえつて

山本正和

参議院政策審議会会長

マスコミのかなりの報道や評論
が、PKO法案に対するわが党の態
勢が、国民の前にはっきり示され
たりくみに、きびしい批判を寄せ
たこと、更には政治に対する、と
くに国会に対する不信とも思える
論評がかさねられていることに苛
立ちを覚えながら、各地をまわり、
選挙結果に対する不安を感じたこ

PKO法案に対するわが党の態
勢が、国民の前にはっきり示され
たと言えるであろうか、という点
である。

また、経済政策にしても、バブル
が破裂したわが国の経済につい
て、問題点を大胆に指摘し得たか
といいう点である。生活者優先の政
治という主張はあっても、生活者
の立場から、政府自民党の政策が
バブルを生み出し、また、世界經
済の動きと矛盾するわが国經濟の

今次選挙を通じて、党が受ける
べき教訓は多い。しかし国民に納
得し得る政策を示す責任を問われ
たといえるのであるまい。

敗北こそよき教訓である。同志
のみなさんと共に新たな決意を
もって、とりくみにたちあがりた
い思いや切である。

(参議院議員・やまもとまさかず) 1

位置づけを党がどう判断している
のかという点においても、国民の
前には極めて分かりにくいものと
なっていたといえよう。とくに他
の野党からも、きびしい攻撃を受
けた今回の選挙において反省され
るべきことではあるまいか。

これにともなって、わが国の財
政についての党の基本方針に対す
る国民の不安があるのでないか
と思われてならない。

国民から政権を任せられるため
に何よりも必要なことは、国の財
政をどうするかという方針の明示
と、これに対する国民多数の合意
がなければならない。自民党は行

政府の膨大な機構を背景に、多く
の矛盾を抱えてはいても、国民の
前に予算案として提示をしている
のである。

今次選挙を通じて、党が受ける
べき教訓は多い。しかし国民に納
得し得る政策を示す責任を問われ
たといえるのであるまい。

施策の誤りを充分に指摘し得たか
という点である。国民が今日かか
えている、将来の生活に対する不
安にこたえ得る経済政策を示すこ
とが、極めて緊急のこととなつて
いたのではないか。

資



一九九二・七・八

「大阪靖国訴訟」 控訴審判決について

日本社会党書記長
山花貞夫

に対する影響を考えれば、憲法第二〇条第三項に違反することは明らかである。

また、供花料を国費から支出したことは、本殿に供えた生花の代金であるといつもったところで、宗教団体に対する公の財産の支出利用を禁じた憲法第八九条に違反することは明らかである。

一、中曾根元首相が靖国神社に公式参拝し供花料を国費から支出したことについて、七月三十日の大阪高裁の控訴審判決は、違憲の疑いがあるとの判断を示した。昨年一月の「岩手靖国訴訟」控訴審判決に比べ、公式参拝の違憲性については「疑いがある」との表現に留まるなど明確に違憲との判断を示さなかった点は遺憾であるが、積極的に憲法判断に踏み込んで憲法の拡大解釈に歯止めをかけようとしたものであり、高く評価できるものである。

二、靖国神社は、かつての明治憲法の下での天皇制と国家権力が、神社神道を利用して富国強兵政策を進めるために設立し、軍によつて管理されていたものであり、神道の形式にのつとて戦没者を祭神として合祀する宗教団体である。政教分離を定めた憲法第二〇条は、

このような旧憲法の下で国民の思想・信教の自由を抑圧したことに対する反省の上にたつて規定されたもので、憲法の基本理念の一つである。したがって、内閣総理大臣や閣僚など国の機関が公式参拝することは、戦没者の慰靈目的であつても、その場所、方法、一般

に対する影響を考えれば、憲法第二〇条第三項に違反することは明らかである。

五、わが党は、今後とも政教分離の原則、信教の自由を守り、日本が真にかつての侵略戦争を反省して、アジア諸国との平和と友好、相



互理解の関係を築いていくために全力を尽くすものである。

の推進、国民の政治参加拡大と情報公開の推進などを図るべきである。

一九九二・八・六

党首会談における提案

日本社会党委員長

田辺 誠

一、政治改革・定数是正等について

今回の参議院選挙の低投票率に示された国民の政治不信を払拭するためにも、懸案の諸課題について決断をもってこれを処理し、政治改革を推進すべきである。

(一) 政治改革協議会において合意された事項については、これを速やかに立法化し、次の臨時国会冒頭に処理すべきである。また、合意に至っていない事項については論点を明確にし、識者等の意見も踏まえて引き続き、合意への努力を行うべきである。

(二) 定数是正については、わが党は既に抜本的な改革案を提案している。宮沢首相も公約に基づき政治決断をもって野党に責任ある提案を行すべきである。

首相から提案があれば、わが党は党案にこだわらず積極的に検討し、対応する。この場合、宮沢首相は定数是正の抜本改正の道筋を明らかにするとともに、「国会決議」との整合について首相は留意すべきである。

(三) 共和・佐川等の疑惑の解明について与野党は積極的に努力するとともに、発言権・審議権の保障などを含めた国会改革、地方分権

二、景気・経済対策

宮沢首相は「生活大国」を提唱しているが、補正予算における減税問題の処理、来年度予算における防衛費削減や福祉予算の充実などがどう扱われるかで、「生活大国」の実体が示される。

(一) 現下の経済状況にかんがみ、先行きの不透明感の払拭と経済構造の転換、個人消費の拡大に力点を置いた景気・経済対策を早急に実施すべきである。従って、できうる限り早急に「一八カ月予算」編成の視点を打ち出し、早期に補正予算を組むべきである。

(二) 個人消費拡大と勤労者への自然増税の是正のための所得減税の実施は不可避である。わが党は、中低所得者を対象とした一兆円規模の所得減税、五千億円規模の地方税減税（個人住民税及び小規模住宅用地等の固定資産税）を九三年一月段階から実施すべきと考えるが、所得税・個人住民税の減税についてその規模、方法を含めて早急に方策を示し、補正予算と同時に処理すべきである。

なお、バブル経済、地価高騰の再燃を防ぐ意味からも、来年度の税制改正において地価税率や住宅取得税制について安易に方針を変更すべきではない。また、消費税の税率引き上げは厳に慎み、その是正こそめざすべきである。

(三) 公共事業等の追加実施に当たっては、福祉・環境・住宅等に重点を置くとともに、九三年度予算をも展望して後年度における交付税措置を前提とした地方単独事業の伸長を図るべきである。

また、労働時間の短縮、環境対策を念頭に置いた中小企業向けの投資減税の二年間で五千億円程度の拡大についても実施すべきであ

三、コメ問題と農業再建

コメの自由化問題に関して、政府・自民党幹部の言動や農水省の新農業プラン等が地域及び農民に強い不安を与えていたことを反省し、コメの自由化反対と日本の農林漁業の再建をめざすべきである。

- (一) コメの自由化＝関税化について「国会決議」尊重の立場から政府の姿勢を明確に示すべきである。
- (二) 地域農業保全、中山間地域振興、後継者育成等の日本農業再建の方策の確立を図るべきである。

四、国連平和維持活動(PKO)への協力等について

PKO問題については、今回の参議院選挙を通じて改めて問題点を国民が認識し、国会審議の不十分性も浮き彫りにされ、憲法上の疑義も払拭されていないことをかんがみ、法の運用については慎重に対応すべきである。

(一) 国連の安保理決議などに示される通り、カンボジア情勢はゆれ動いており、成立したPKO法に基づいてもカンボジアに自衛隊を送るべきではない。

(二) カンボジアの和平・復興支援については、国民・国会・周辺国の大半の合意に基づき、「できることから」実施すべきであり、超党派の調査団を現地に派遣すべきである。

(三) PKO法については、原点に立ち戻り、早急に見直しの協議を開始すべきである。

(四) 軍縮と協調の世界的潮流のもとで、わが国自身の平和と協調への努力が問われていることにかんがみ、戦後補償の推進、中期防・大綱の縮小を含めた九三年度からの具体的な防衛費削減、政府開発援助の抜本的改善などを図るべきである。

一九九二年八月六日

日本社会党中央執行委員長
田辺 誠

内閣総理大臣
自由民主党総裁
宮沢喜一 殿

一九九二・八・七

人事院勧告について

日本社会党公務員対策特別委員会

委員長 久保亘

一、本日、人事院は内閣総理大臣と衆参両院議長に対して国家公務員給与を平均九、〇七二円(二・八%)引き上げることを中心とする

勧告と、研究機関等の職員に対するフレックスタイム制等を来年度から導入するよう求めた報告を提案した。

勧告では、扶養手当について大学生相当の一~二歳まで支給対象を引き上げるなど評価できる面もある反面、官民比較方式の改善については進展がみられず大変遺憾である。今後も検討し、抜本的に改善を図るよう強く求めたい。

二、一方、先月には宮沢首相が財源不足を理由に人事院勧告の完全実施を見送る可能性を示唆したとの報道も一部に見受けられる。もしもこれが事実であればわが党は、とうていこれを容認することはできない。人事院勧告は、公務員に対して憲法に保障された労働基本権が制約されているための代償措置であって、民間の賃金動向に準拠して行われるものであり、値切ることは許されない。また、勧告

の実施は年金や恩給など国民生活に与える影響も大きく、これを抑制すれば結果的に民間賃金にはね返り内需不振を招いて輸出増を招くことにもなりかねない。政府は、直ちにこの勧告を完全実施する閣議決定を行うとともに、必要な給与関係法改正案を早期に国会提出すべきである。

三、また、報告では、フレックスタイム制など勤務時間の弾力化のか、超過勤務を改善するための業務運営の改善などにも言及しているが、「働き過ぎ」「過労死」問題など労働時間の短縮は官民共に大きな課題である。今回的人事院勧告によつて公務員制度の改善が図られれば、これの民間に与える影響はけつして小さなものでない。政府は、これらの提言についても充分検討し、ゆとりある職場をつくるためにも行政改革を積極的に進めるべきである。

わが党は、今回の人事院報告に際して、国家公務員の労働時間短縮を図るためにも国から地方自治体への権限委譲を進めて中央集権的で非効率的な国の事務事業のあり方を見直し、過大な仕事量を削減することで超過勤務の解消に努めるよう政府に対し強く要求する。

一九九二・八・二一～二二（全国書記長会議議案）

参議院選挙の中間総括と 当面の基本方針（案）

中央執行委員会

一、はじめに
全国から参考された書記長の皆さん。全党員、支持者、そして国民

の皆さん。中央執行委員会は、過日の参議院選挙で党の勝利をめざしてたたかい抜かれた皆さんに対し、心からお礼を申し上げます。

わが党は、今回の選挙にあたって、参議院の与野党逆転の政治状況を維持・発展させ、政権交代への確実な基盤を形成するという戦略目標を掲げて、全党あげた取り組みを展開しました。この目標のもとで、自民議席を一つでも減らすため、わが党候補と連合型候補の当選に全力を上げました。選挙の結果、わが党は二二の改選議席を上回ったものの、連合型候補は全敗するという事態を招いてしまいました。党はこの責任を痛感して率直に反省するとともに、国民におわびいたします。

選挙直後の多忙な時に、全国書記長会議を招集した理由はほかでもなく、この選挙結果を踏まえて、山積した内外の政治・政策課題に挑戦しなければならないからであります。秋の臨時国会を前に、きわめて重大な局面で開催された本日の会議で、全党は一つには参議院選挙で、二つにはこれから政局に向け、中央・地方の意思統一を図り、二つにはこれから政局に臨む基本姿勢を明らかにして、国民の期待に応える決意です。

今回の選挙の最大の特徴は、過去最低の五〇・七%の投票率、すなわち約九千万人有権者一人に一人が棄権したという事実であります。POK法をはじめ汚職・不祥事の続発やバブル経済の破綻、国際社会の激動など国民の政治的関心を高める政策課題には事欠かなかつたにもかかわらず、それを投票行動に結びつけることができなかつたことは、まことに残念であります。議会制民主主義と政党政治が選挙によって支えられているという基本を踏まえるならば、今回の低投票率は政治不振の現れであり、まさに政治の危機として認識すべきであります。これは長期にわたる自民一党政治の腐敗と停滞が続いていることへの怒りであり、野党に対しては、いまだに政権担当の用意がなく、いきいきとした政治を実現する力を整えていないことへの苛立ちとし

て受けとめなければなりません。とりわけ、半世紀近くにわたり、自民党の対極にあって、日本の政治を動かしてきたわが党の責任も極めて大きいと思います。

今回の選挙で自民党は争点をばかし、野党戦断の戦術をとる一方、

利益誘導によって、商工業者、農民団体、建設業界などを徹底して組織とともに、企業くるみ選挙を展開しました。

これに対し、わが党はPKO国会で牛歩戦術から所属代議士全員の辞職願いの提出へと空前のたたかいを選択しつつも、POK法に反対する世論を組織化できなかつたこと、連合型候補とのかねあいで「比例区は社会党」を全面に出せず、わが党勢力の力が十分に發揮できなかつたこと、都市近郊型の若いサラリーマン、主婦をはじめ中小企業、農民層との接点づくりに成功しなかつたこと、政策面でも国民のニーズの高い福祉、土地、税制、経済、環境、外交政策などについて鮮明なアピールができなかつたこと、さらに「社会党は政権を担当しうるか」という国民の不安を解消できなかつたこと、八六年同日選、九年統一自治体選挙の敗北の教訓を活かせなかつたことなど、選挙戦術に加え、党の基本的な問題が改めてうきぱりされました。

党にとって今日的な課題は、国民の間にある「自民党の失政・弱点をつく社会党」の見方を克服できず、「政権担当政党としては不安がある」というイメージを払拭できていないところにあります。党はあるくまでも自民党と対抗しうる政治勢力の結集を掲げ、そのために必要な政策、運動、組織のあり方を懸命に探究して、このイメージの転換を図ることが不可欠であります。したがって選挙総括は、単に選挙戦術・技術の改革にとどまらず、「政権を担当しうる党」はどうあるべきなのかの視点に立った論議を深めることとします。そのため全党的に徹底した論議を尽くし、広く国民各階層から意見・提言をもとめ、「政権を担う党」づくりに活かしていく決意です。

中央執行委員会は、今回の参議院選挙総括にあたって以下、若干の

問題を提起し、全党の徹底した論議を要請します。

一、選挙総括の基本的視点

参議院選挙の結果は、比例区で約七九八万票（得票率一七・八%）で一〇議席を獲得し、選挙区では公認一二人、推薦一人の一三議席、会派届けでは一四人となりました。

改選前の二三議席を上回ったとはいえ、連合型選挙の全敗を含めて、与野党逆転の政治状況を、さらに発展させるという目標からみれば、今回の選挙結果は厳しく受け止めなければなりません。この国民の厳しい審判を党は自ら反省し、冷静な総括のもとに、今後の党活動に活かす必要があります。

総括の第一の視点は、参院選挙の争点の問題です。

党は、参院選直前、七月三日、PKO協力法案をめぐる緊迫した国会の急激な展開に対応し、都道府県本部代表者会議を開き、あらためて選挙の争点の一つには、自衛隊の海外派遣の是非を国民に問い合わせ、平和憲法に基づく国際貢献策を確立すること、二つには、政治腐敗防止と国会改革を推進すること、三つには、人間を大切にする生活者の政治を確立することを全党の課題として確認しました。

宮沢内閣と自公民三党による強権的なPKO法の成立は、戦後半世紀近くわが国が守り続けてきた「自衛隊は海外に出さない」という国是の一方的な転換と議会制民主主義を破壊する暴挙でありました。

したがって、わが党は、牛歩投票行動をはじめとする徹底した抵抗総選挙を実施し民意に問うべきだと主張しました。

党のこうした闘いによって、PKO法が憲法上も大いに疑義があり、自衛隊の部隊ぐるみの海外派遣はやるべきではない、との世論が急速に高まりました。

しかし、実際の選挙戦では、全国の連合型選挙区の現場において、「PKOに関する党の主張や政策が訴えられない」など選挙運動上の深刻な事態が生じ、自衛隊の海外派遣反対、憲法に基づく国際貢献を掲げた党の主張を十分徹底させることができませんでした。この間隙をついて、前半戦では意図的にPKO法案を争点から隠していた自民党は終盤になってから、一方的に社会党的牛歩行動など国会戦術への批判を集中し、野党も同工異曲で、PKO法の本質をおおいやすく宣伝に終始しました。その結果、有権者の目にはPKO法の争点が鮮明に映らず、投票には結びつけることができませんでした。

政治改革の中心である政治腐敗防止についても、国会における共和・佐川事件追求の弱さに加え、除名処分にした安恒議員などの問題があり、わが党のイメージが大きく傷つきました。本来、大きな選挙争点となるべき、政治倫理の確立や国会改革などをクローズアップすることができなかつたことも厳しく反省いたします。

また生活者の政治を確立していく上で現段階で必要な経済・社会政策についても、十分アピールできなかつたことは否めません。とくに消費税問題については自民党の公約破棄もあり、国民の期待とは異なる結果となっていることに對し、十分な対抗策が講じられなかつたことを反省しなければなりません。

第二は、連合型選挙についてです

党は、八九年の参議院選挙の成果とこの間の参議院選挙区補欠選挙での連合型候補の勝利をふまえ、自民党議席を減らし、"逆転パワーアップ"を実現していくため、反自民・非自民の政治勢力の結集をめざし、連合型選挙を積極的に追求しました。

しかし、自民党の激しい連合攻撃につづきPKO法案をめぐって民社党が自民党に同調したことによって、最大の選挙争点であるPKO問題について、わが党の主張との間にネジレ現象を生みだしました。この結果、連合型選挙の新鮮さにたいする期待は急速にしぼみ、反自

民・非自民の政治勢力結集に困難をもたらしました。

党は、緊急に都道府県代表者会議を開催し、また、その都度、中央・地方との意志疎通をはかり対応してきましたが、結果において、自民党の連合攻撃にたいし有効な反撃を行うことができず、選挙戦術上でも十分対応できませんでした。

八九年の選挙戦にあっては、野党間の協力の上に、具体的な選挙準備の過程から、候補者づくり、政策、選挙協定など選挙活動の各般にわたって、党がリードし、消費税、リクルート、農業の"三点セット"など鮮明な争点で広範な国民の支持を得ることに成功したことが、勝利の大きな要因でした。しかし、今回は、政党間のキシミからユニオン連合が前面に出て、その調整役を担わざるをえなくなり、党側も、それにもたれかかるという安易さがありました。党は、①社会民主主義勢力の総結集②二大政治勢力の創出③自民党に代わる連合政権の樹立——という政権戦略のもとに、今回の連合型選挙をあらゆる角度から徹底的に総括し、新しい政治情勢に対応した多彩な選挙協力・共闘の構築をめざします。

今回の連合型選挙に關注し、選挙区選挙と同時に進められている「比例区選挙の問題」が改めて提起されました。党は、選挙区選挙と比例区選挙を結合してすすめてきましたが、連合型選挙をしつかり担当という点での党の弱さが、比例区選挙での立ちおくれを生み出しました。このため、中央執行委員会は、比例区選挙の取り組みを強化しました。このため、中央執行委員会は、比例区選挙の底上げをはかれ、という「比例区重点」を通りました。

第三は政権を担うにふさわしい基盤の確立についてです。

今回の選挙では、党員拡大で四万五千人を超える実績を上げ、結党いらい初めて十五万六千人の党を実現しました。また支持者署名では一千三百万人を獲得することができました。全党、推薦団体のみなさに心から感謝いたします。しかし、支持者署名が十分に生かされず、

比例代表選挙での得票は七九八万票にとどまり、三年前の一九六八年
票との落差は大きいものがあります。

選挙結果は、この間、党が掲げてきた労働者に強く支えられ、地域
・市民とともに活動し、女性が一二分に活躍できる三本柱の党づくり
が、なお、不十分であることを示しています。とりわけ、今回の選挙
で若い層や女性、農民層、中小商工業者など選挙情勢を大きくかえる
階層の政治離れ、社会党離れは著しいものがあり、この階層への積極
的な対応が求められています。党は今日的課題として、環境、人権、
子ども、障害者、消費者、福祉などの分野における市民運動との連帯
に加え、高学歴化、高度情報化、国際化などのもとで新しく組織され
始めた各種団体とのつながりを各地域ごとに形成しなければなりません。
さらに政治、経済の刷新や分権型行政システムの確立など「進歩
と改革」を求めるテクノクラート、学者・文化人、経営者、官僚など
との信頼関係の構築も急務であります。こうした活動を通じて、懸案
の大都市における党の低落を克服していく決意であります。

今回の選挙で明らかになったことは党の支持基盤である労働組合の
組織率の低下に加えて、組合員の政党離れ、社会党離れが目立ったこ
とです。党は労働組合との連携は連合ユニオンとのパートナーシップ
を基本とし、連合加盟単産、組合員との信頼と協調の関係を深めてい
く決意です。今年の秋から総評センター、県評センターの解散も最終
段階に入ります。このため、一〇月初旬を目途とした、「社会党と連
帶する労働組合会議」（略称・連帶する会）の結成準備に積極的に対
応し、総評センターの受け皿としてではなく、より幅広い性格をもつ
ものとして全党をあげて中央・地方・地域でその組織化に全力をあげ
ることとします。

党は今回の比例区候補に初めてアイヌ民族の代表を名簿登載しまし
た。私たちの努力が今一歩及ばなかったことをお詫びします。また、
宗教者や障害など各界の代表を当選させられなかつたことはきわめて

残念です。今後、党は比例代表候補推薦のこれらの団体、グループとの日常的な連帯活動を強化するとともに、今回の選挙で成果を上げた
地域型選挙の成果と教訓を党活動に生かしていく決意です。こうした
活動はまだ端緒の段階であり、国民の身近な生活課題や国際的で先見
性豊かな政策立案の面においても改善すべき点が多くあります。

党は、シャドーキャビネットを含めた政権担当への準備を続けてき
ましたが、今後はより国民に開かれた身近なものとし、政権担当政党
としての具体的なイメージと能力の醸成に邁進していく決意です。

第四は、党の宣伝・広報活動についてです。

党は、「逆転パワーアップ」「逆転新時代」のメイン・スローガン
のもとに、与野党逆転から政権交代への展望を切り拓いていく党の姿
勢を「まじめの一歩・社会党」として訴えてきました。しかし、選挙
の大前提是政党の争いであり、「社会党」のイメージが鮮明にならな
ければ、効果があがらないのは当然であります。とくにPKO国会後
の選挙情勢が自社対決型となつたなかで、党の存在意識を強調し、党
の訴えを前面に出す工夫が求められていましたが、ポスター、法定チ
ラシなどの宣伝物などの質と内容に弱さがあったことは強く反省しま
す。党中央は、多くの県本部、選対から寄せられた批判を率直に受け
とめ、宣伝物の作成システムを含め、抜本的な改革を進めることとし
ます。党は今後、情報化社会にあって、党のイメージ形成さえ、映像
を中心としたマスマディアによって急展開することに対応していくこ
とが求められています。

今回の選挙で、首都東京で推薦し、当選した森田健作氏の所属会派
問題については、わが党の公約と異なる結果となつたこと、また首都
東京のもつ全国的影響にかんがみ、改めて都民ならびに全国のみなさ
んにお詫びいたします。

三、選挙体制の早期確立

次期総選挙はわが党の命運を決する重大な闘いとなります。党は前

回総選挙で公認、推薦を含め一六一名の候補者を立て一四一名の当選を勝ち取り政権戦略上一定の橋頭堡を築くことができました。

この成果を搖るぎないものにするためにも、参議院選挙の教訓を糧として「守り」ではなく、あくまでも「攻め」の立場でのぞむ決意を固めねばなりません。自民党は参議院選挙での余勢を駆っていちだんと攻勢を強めてくることは明らかです。したがって全党は、すでに常に戦場の状態にあるとの認識のもと、周到な準備で臨むための対策が緊急に求められています。

まず第一は、候補者の早期決定です。今日現在、一三〇選挙区中一

〇三選挙区で公認、推薦の合計で一二一名の候補者を決定していますが、まだ二七選挙区が未決定となっており、一日も早く決定することができます。

この間、全国各地で中間選挙が行われておりますが、とりわけ、来年六月には、東京都議会議員選挙が行われます。わが党は前回の選挙で三倍増の三六議席を獲得し、八九年、九〇年の国政選挙での躍進の契機とすることがきました。首都・東京の選挙の政治的影響には重大的なものがあり、衆議院候補者との一体的な取り組みなど、速やかに万全の態勢を確立することが必要です。

第二は、三年後の第一七回参議院選挙についてです。今度の選挙で自民党は八議席減、一〇七議席にとどまり、野党との議席差は二〇とさらに拡大されました。しかし、わが党は次回五〇名、連合参議院は一名全員が改選をむかえるのに対し、自民党は三九名の改選でしかありません。したがって自民党が九五年選挙で五九議席を確保すれば、ふたたび参議院で過半数を制し、自民一党支配への逆行を許すことになるのです。この厳しい現実を認識し、九五年参議院選挙については、連合参議院全員の再選を含め、今から十分な準備と対策に着手する必要があります。さらに九五年は統一自治体選挙の年であり、前回の選

挙敗北からの回復に全力を上げることとします。

第三は、各種選挙に際しての政治分析及び候補者擁立などについてです。第五八回大会で決定した総選挙闘争方針では、四名区以上での複数候補擁立など党公認を基本に推薦を含め、可能な限り前回を上回る候補者を立てることになっています。今回の参議院選挙で自民党が一部野党と選挙協力をを行うなど、政治状況の変動には予断を許さないものがあります。このさい各選挙区の実情を徹底的に分析し、政治地図を作成して、無所属候補の擁立を含め、自民党を過半数以下に追い込むため、地域型選挙を重視した選挙戦略を確立したいと考えています。

四、今後の政局に臨む基本的課題

参議院選挙の結果がもたらした政治状況は、依然、参議院の与野党逆転が持続しているとはいえ、わが党にとっては従来以上に厳しいものとなることを覚悟しなければなりません。

宮沢内閣と自民党は、PKO国会で形成された自公民の部分的な政策連合の幅を一段と押しひろげて、参議院における過半数支配の常態化を狙っています。これを許すならば、参議院が与野党逆転のもとで果たしてきた国会機能の活性化と政府・与党に対する施策へのチェック機能が極度にせばめられかねません。それはまた、自民党に三年後の再逆転のチャンスを許し、小沢調査会報告などに示される明文改憲の怖れさえ、生じかねないのです。

党は、国会の民主的プロセスを一切無視し、数の力によって議会制民主主義を破壊する自民党と一部野党の行為に対し、議員辞職願を提出しましたが、自民党による野党分断と宣伝攻撃、選挙協力に判りずらさもあり、国民の十分な理解を得るに至らなかつた点については率直に反省いたします。党は厳しい選挙結果を真摯に受け止め、今後再びこうした異常な国会運営を行わせず、議会制民主主義を再生させ、

内外の重要な課題に応えるためにも、常に民意を問うべきという姿勢を明かにしつつ、決意を新たに国会における活動を展開するとともに、国会改革や国民投票制度導入なども追求します。

現状では、自民・公明・三党はまだ部分的政策連合の枠内にとどまっています。しかし、野党が生活関連諸課題への対応を中心協力・協調を発展させていく余地は残されています。したがって党は、当面の政治改革や景気対策などをはじめ軍縮・環境・人権など世界の流れに沿った諸課題での政策協議をよびかけ、野党共闘を積みあげ、政権党対野党の対抗関係の再構築を重大な任務といたします。

そのための政治手法は一律ではなく、多様な形態を追求する必要があります。党は、ゆるやかな政策連合あるいは政治連合を組み、共同の院内会派、開かれたシャドーキャビネットを設置するなど、政権交代に対する党の熱意を示し、国民の期待に応えたいと思います。そのためにも党は労働界はじめ、広範な政治的・社会的勢力との政策協議・政策協調の手法に習熟する必要があります。

党は、「新宣言」豊富化のための検討委員会を設置し、作業に着手しますが、この作業は新しい世界と日本の現実を直視し、①冷戦後の世界と二一世紀②日本の国際的地位と役割③市場経済を基本とした改革と安定した発展④選択肢豊かな社会の創造⑤きれいな政治・分権の小さな政府づくり――などを課題に進めていく決意です。

この秋の政局にむかって、重要課題は第一に政治改革、第二に景気・減税問題、第三にコメ・農業問題、第四に国連平和維持活動への協力問題等です。

政治改革については、すでに政治改革協議会で基本的に合意された一八項目の改革案を次期臨時国会の冒頭で処理し、さらに政治腐敗防止に関する野党共同案の実現をめざします。定数是正については、国会決議に沿った改革の実現、及び定数是正の抜本的改正の道筋を明らかにすることを前提とし、違憲状態を解消するための緊急是正には、

党は積極的に対応することとします。今後、対象選挙区がかかる県本部をはじめ全党のご理解を求めることがあります。あわせて国会改革、比例代表制を中心とした選挙制度改革実現に向けて積極的に取り組みます。これらの政治改革に関連して臨時国会で山場を迎えると予想される共和・佐川問題について党はその徹底究明のために全力をあげます。

景気対策については、宮沢内閣が選挙中に公約した景気浮揚策が株価低迷などにみられるように、証券市場や投資家の政治不信によって、成果が上がっていないことの政治責任は極めて重大です。党は減税、生活基盤の整備充実を中心とした公共投資、環境重視や内需主導型への経済構造の転換などをめざします。

また税率アップが企図されている消費税のは正への取り組みを強め、土地・住宅税制問題を含む税制全般について活発な論議を進めます。

農業問題については、引き続きコメ・乳製品等の自由化＝関税化問題では党の態度を堅持すると同時に、政府の新農政に対抗して党の積極的な農業再建の方策を追求します。

PKO法案が前国会で成立したとはいえ、その運用をめぐる政府の姿勢に対しては国際的にも批判される点が多くあります。また、現実のカンボジア情勢はPKO法の五原則や国連安保理報告をみても自衛隊派遣の前提条件をみたしておりません。党はこのことを踏まえ、超党派の調査団を現地に派遣し、自衛隊の派遣だけでなく、あらためて国民合意の和平・復興支援策の推進を求めます。同時に、平和憲法遵守・別組織の原点に立ち返って国会で法の矛盾を追求するとともに、平和的な国際貢献を積極的に進める立場から、法の早急な見直しを強く求めています。さらに、PKO問題は日本の軍縮とリンクさせるべきテーマであり、党は来年度以降の防衛予算の削減要求と併せた闘いを展開します。

これら重要課題に対する政策立案、立法化作業などの具体化については、政務部門の活動を担う衆参国議員団の十分な論議を踏まえて進めることにします。

今秋には、エリツィン・ロシア大統領が訪日しますが、党は焦点となる北方領土問題の速やかな解決を実現するためにも、政府がとり続けている政経不可分の原則を抜本的に転換させ、グローバルな視野と善隣友好の精神に基づく日ロ関係を追求します。

天皇訪中については、これを政治利用させないことを前提とし、日中友好促進のために訪中することを基本的に支持します。同時に、中国とアジア諸国民に対する戦時中の加害行為に対する謝罪と償いについて、政府にその実行を強く求めます。

五、むすび

以上、参院選の中間総括の若干の視点と当面の基本方針について提起しましたが、本日の全国書記長会議の論議を踏まえ、各都道府県本部での討議を開始されるよう要請します。中央執行委員会は、一〇月にもブロック会議をひらき、全党的討議を深め、臨時国会の動きを見ながら開催する中央委員会に、総括論議の成果を生かした活動の方針を提起したいと考えています。

わが党は、衆参一体の態勢をますます固め、精力的な国会活動を開き、国民の求める政策課題について、他の野党との誠意をつくした協調・共闘をすすめ、その実現をはかり、国民の期待に応えていく決意であります。また、国会改革、国会の活性化をすすめ、野党第一党として現実の政治の舞台で、リーダーシップを發揮し、国民の政治への信頼を回復していきます。

わが党が、心を新たにして進むべき道は、政権を担う党、選挙に勝てる党づくりを国民の身近な生活の場、労働の場において強固に築きあげることでも問われています。そうした日常的な全党の取り組みが

次期総選挙勝利の成否を握っています。わが党の政権戦略上、次期総選挙の重大性については繰り返しませんが、参議院選挙に示された国民のわが党に対する見方は厳しいものがあります。それゆえに、全党の真剣な総括論議を行わなければなりません。そのことを通じて、総選挙勝利に向けた活動に集中していきます。

中央執行委員会はそうした決意を込めて、みなさんの先頭に立つことをお約束し、提案いたします。

一九九二・八・二二

中国と韓国の国交樹立について

社会党書記長
山花貞夫

一、中華人民共和国と大韓民国が国交樹立の合意文書に調印する見通しとなつたことは、北東アジアの緊張緩和と平和、安定を促進するものであり、わが党はこれを歓迎する。

一、朝鮮半島においては、九〇年九月の韓国とソ連の国交正常化、九年九月の南北朝鮮の国連同時加盟に続く今度の中韓国交正常化によって、国家関係の正常化と脱冷戦後の平和的歩みが強まると思われる。

一、残された北東アジアの大きな問題は日本と朝鮮民主主義人民共和国の関係である。日本政府はこの地域における平和と安定のためにも、日朝国交正常化交渉を誠意をもって急ぐよう求める。また、南北朝鮮の自主的平和統一に向けて側面から努力するべきである。

以上

一九九一・八・二四

中国と韓国との 国交樹立にあたつて（談話）

日本社会党国際局長

富塚三夫

一、本日、中華人民共和国と大韓民国は国交樹立に合意した「共同声明」を発表した。両国の国交樹立は、半世紀近くにわたりて、冷戦構造のもとにあつた朝鮮半島だけではなく、アジア・太平洋地域の平和と安定に向けて画期的な新展開をもたらすものであり、わが党はこれを心から歓迎する。

一、今回の国交樹立にあたつての「共同声明」には①大使級の外交関係樹立②韓国は中華人民共和国を「中国の唯一の合法政府」と認定③経済協力など関係発展に努力——などが盛り込まれた。これは善隣友好を掲げて、近隣諸国との正常化に努めてきた中国外交と、ソ連との国交正常化など韓国の北方外交の成果を示したものとして評価する。

一、今回の両国の国交樹立は、冷戦後の世界的な経済・政治の変革の波がアジア地域にも到来し、新しい枠組みづくりが始まつたことを示している。わが党は、このアジア新時代の幕開けを機にアジアのホット・スポットである朝鮮半島の南北対話と日朝交渉、米朝改善の進展に、日本政府がいつそうの努力を続けることを強く求める。

以上

一九九二・八・二四

一九九三年度 郵政省概算要求に関する申入れ

全国一万四千有余の郵便局の窓口を地域住民との接点に持ち、郵便をはじめ、郵便貯金、簡易保険の各サービス、さらには高度情報化社会づくりの中核を担う電気通信、電波、放送分野の施策に責任を持つ郵政行政に対して、国民が寄せる期待と関心には、非常に強いものがかかる。郵政省が八月末日、大蔵省に提出する「一九九三年度概算要求案」は、今後、年末の政府予算案決定に向けた予算編成と重要施策の取りまとめにあたる原案として極めて重要なものである。

したがって、郵政省は、この編成作業の過程で国民・利用者のニーズを十分にくみあげることができるかどうか、厳しく問われることになる。すでに、社会党は国会審議等を通じ、郵政省として今後積極的に取り組むべき施策について幾つもの提言を行つてきている。しかし、伝えられる「概算要求」の取りまとめには、郵便事業におけるサービスの改善と週休二日制の実現に十分応えた施策を示していないなど、問題がある。

そこで社会党は、郵政省に対して、一九九三年度郵政省予算編成において実現を図るべき重点項目を左記のとおり申入れるものである。

記

- 一、一般会計予算及び生活関連重点枠
- 公共投資と重要施策について

電気通信や電波、放送など情報技術を活用した高度情報化の基盤整備と、これらを実用化する際の支援制度の充実や、国際協力の強化、技術開発の推進に成果の上がるることを裏付けるだけの具体策が求められている。

また、身体障害者や高齢者がハンディキャップを克服するために、情報通信を「いつでも、どこでも」活用できる条件整備、システムづくりに積極的に取り組むことが必要である。さらに、電波利用料の導入にあたって、先の国会で確約した電波資源等の開発研究を推進することや、情報通信の技術を活用した環境保全に関する具体化を求めたい。

1、電気通信、電波、放送など情報技術の先導的利用を含めた研究開発の推進を図ること。このため、従来型の「調査・研究会の設置」

費とは別に、電波を利用したオゾン層の保護など地球環境保全の支援技術やシステムの開発など、求められている戦略テーマ別に、通信総合研究所やNTT、KDD、NHK等の各研究所との協力・調整づくりと、予算措置を講じること。また、電波利用料の導入に際して確認された電波の周波数資源の開発等について十分な予算を確保すること。

2、一般会計と別枠で設けられている「生活関連重点枠公共投資」を活用して、従来から情報格差縮小をめざして取り組んでいるテレビの難視聴解消、移動通信の利用地域の拡大などに加え、身体障害者の利用を念頭においていた情報通信システム等の研究開発・改善、文字・字幕放送の普及、公衆ファクシミリの増設など、利用条件の整備とネットワークづくりについて具体化を図ること。

3、情報通信技術を活用して、豊かさとゆとりのある生活と地域の活性化を推進していくため、光ファイバー網など情報通信基盤の整備に対する投資減税や金融・税制による支援策を講じること。さらに、景気対策上の観点からも、情報通信の地域間格差の縮小や東京

一極集中の是正、さらに生活面における格差縮小の施策を推進すること。

4、電波利用料を充てた施策にあたっては、先の国会審議経過や付帯決議で明らかにされた点、例えば、「一般財源による電波行政予算の確保に一層の努力」や「電波利用料を財源とする施策とその他の施策を明確に区分」「違法無線機器の法的規制を含め有効な対策」などを具現化すること。

5、国際協力について電気通信、電波、放送、通信のいずれの分野も技術、人材、ノウハウ、資金面から積極的に協力していくべきであり、そのためには、生活関連の別枠と同様に「国際協力関連別枠」といったものを提唱して、従来の「予算配分」の改革を迫り、具体的な実現を図ること。

二、郵政三事業の特別会計予算と重点施策について

郵政三事業の推移は、郵便貯金と簡易保険が比較的順調であるものの、郵便事業の先行きには厳しいものがある。加えて、郵便事業は取り扱い部数の急増に見合う労働力の確保不足、郵政事業運営基盤整備の立ち遅れ、経営状態の悪化など、深刻な問題を抱えている。さらに週休二日制の実施に直面していることなど、運営基盤の整備充実と事業の財政基盤の改革に早急に取り組むことが必要である。また、郵便貯金、簡易保険は、資金の多くが財政投融資資金の原資であることから景気対策の側面からも重要な役割を担つており、自主運用の質と量の改善、地方・地域への資金還流などを含めた郵便貯金、簡易保険からみた財政投融資の改革を積極的に提起すべきである。とくに、三事業の経営の責任者である郵政省は事業に対する強い自覚を持ち、主体性を發揮することを求めておきたい。

1、身体障害者や高齢者にやさしい「ふれあい郵便」の実績を踏まえ、

手話、点字、英会話などの出来る職員の配置、郵便局と福祉施設などとの合築、パスポーツや戸籍抄本などの行政サービスの代行業務など、「福祉のある郵便局」づくりに積極的に取り組むこと。

2. 週休二日制・時短の実施、郵便物の増加に見合う労働力確保、郵便サービスのシステム改善に伴う労働条件の改善など、先に郵政省

がとりまとめた「郵政事業基盤整備について」等の具体化を急ぐとともに、さらに新しい発想に立った「魅力的な職場」づくりに積極的に取り組むこと。

3. 郵便事業の公共性と企業性の調和を図り郵便事業の社会的機能を果たしていくために、また、財政基盤を確立していく観点から、郵便サービスの改善・料金体系の見直し等について積極的に改善に取り組むこと。

4. 郵便貯金の利用者サービスの改善・充実を図る観点から、高齢者・身体障害者・母子家庭等が利用できる郵便貯金利子の非課税限度額枠を大幅に引上げることや、新たに高齢者の生活支援に寄与する「シルバー貯金」を創設、「変動金利長期積立郵便貯金」の創設などを具体化すること。また、国民一人ひとりの善意による「国際ボランティア貯金」の利子を非課税とすること。

5. 郵便貯金資金の運用については、いったん大蔵省資金運用部に預託し借り入れする現行の自主運用を「直接運用」に改善することや、地方公共団体及び第三セクターへの融資など地方還流の施策を実現すること。また、郵貯資金を社会資本・生活環境の整備充実に寄与していく観点から、財政投融资制度の改善・改革を迫ること。

6. 簡保・年金資金の運用対象の一層の多様化、余裕金の自主運用の実現を図るとともに、保険・年金の控除引上げなど、税制の改善を行ふこと。また、介護機能付簡保加入者のホーム（カーサ・デ・かんば）の増設、高齢化社会に適合した新商品の開発を実現すること。

右申入れる。

一九九二年八月二十四日

日本社会党通信部会
部会長 武 部 文

日本社会党大臣

渡辺秀央 殿

一九九二・八・二八

総合経済対策について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 早川 勝

※※※※※
一、本日政府は、総事業規模で十兆円を超える総合経済対策を決定した。しかし今回も国民の期待する所得減税は無視されており、事業規模を拡大することに専心したバブル再燃の危険性をはらんだ対策といわざるを得ない。今年三月末日の緊急経済対策につづき再び経済対策を打ち出さざるを得なかつたのは、政府の予想以上に不況が深刻化しているためであるが、経済に対する基本姿勢を明示できない宮沢政権の態度が国民の信頼を失わせていることをまず反省すべきである。

いま『景気対策』として考慮すべきことは、大都市圏の地価の適正化などバブルの解消をすすめ、その再燃を防止するとともに、将来を展望して生活と環境重視の経済構造への転換を図るための経済

・財政政策を実施することである。

一、今回の対策の中心となつてゐる公共事業の拡大については、たん

に従来の事業に金額を上乗せするのではなく、生活重視・高齢化社

会対策等の観点から住宅、環境、福祉施設等重視に内容を改善し、

着実に推進しなければならない。また、土地対策についても、地方

公共団体による公共用地の先行取得は不良債権対策、景気対策とし

て行うのではなく、地方の自主性を尊重し将来の社会資本、生活基

盤整備のために行うべきであり、地方への財政負担をしわ寄せする

ことがあつてはならない。なお、担保不動産の流動化のための土地

の買い上げ機関に対して、公的資金の投入が検討されているが、実

需に基づく担保不動産の購入以外、公的資金を活用すべきではない。

予算編成にも連動させ、生活・環境重視の予算への転換を着実にす
めるよう要請したい。

一九九二・九・一

談話

日本社会党共和・佐川問題等
政治腐敗調査特別委員会

委員長 高沢寅男

一、公的資金による株式運用の拡大は、ハブルが解消したと見られる現在の株式市況に鑑みれば適切な選択としても、資金の性格に見合つた運用を図るべきである。

また、金利の引き下げが一部で指摘されているが、景気対策としてさほどの有効性がなく金融機関救済の側面が強いことは昨年からの経過を見れば明らかであり、金利政策の面で必要なことは、預金者への配慮である。

一、税制については、投資減税だけでなく、所得税の全面的な見直しの一環として勤労者、中低所得者の所得減税を実施すべきであり、

また消費税の税率引き上げは論外のことと、飲食料品の非課税を行
うべきである。また、居住用資産の買い替え特例の復活や場当たり的
な地価税の負担軽減は、土地資産保有・取得に対する選好性を徒に高めるだけである。

一、今回の経済対策は、現在の金融不況局面を開拓し、経済構造転換の中期的展望に立ったものとして位置付けることが肝要である。そのため、場当たり的な対処策として終わらせるのではなく、来年度

一、本日、新潟県の金子清知事が佐川急便グループから八九年六月の知事選に際しての献金授受により引責辞任した。黒いカネの力で知事の座を買うごときは県民に対する冒瀆であり、辞任は当然である。しかも、佐川疑惑には自民党県連ぐるみでかかわったとされており、自民党にもはや県政担当の資格がないことも明らかである。わが党は、幅広い県民と手を携えて、清潔で公正な知事実現に全力をあげる。

一、先の金丸自民党副総裁の辞任に続く今回の事態は、渡辺証言の信憑性をますます裏付けるものである。検察当局は辞任によつて真相を闇に葬ることなく、一切の政治的圧力を排し、厳正な捜査を行うことを期待する。

一、佐川急便の政界への巨額献金問題は、日本の民主政治を嘲笑うかのようであり、献金を受けたすべての政治家は、政治的・道義的責任にかけて、佐川との関係、金銭授受の目的、用途、その他の事実関係を自ら国民の前に明らかにすべきである。

一、わが党は、佐川問題について現地調査を含め、徹底調査を行う。さらに法務委員会等の閉会中審査や臨時国会の早期開催を要求し、

証人喚問をはじめとしたあらゆる方法で真相究明をはかるとともに、政治倫理確立、腐敗防止に関する法制度を整備するために全力をあげる決意である。

以上

一九九二・八・一四

一票の格差拡大と定数是正に対する談話

日本社会党政策審議会
会長早川勝

一九九二・九・三（鳥取県・米子市）

政治改革のための緊急提言

日本社会党委員長
田辺誠

一、わが国の政治状況は参議院選挙後、さらに不安定な局面に入った。自民党の金丸副総裁と金子新潟県知事が、東京佐川急便からの巨額ヤミ献金の事実を認めその責任をとつて辞任したことは、その始まりである。この佐川急便疑惑は、あのリクルート事件をも上回る金額、汚染の広がり、手口の無法さを示しつつあり、国会自らの自淨能力を発揮できずに、司直の手によってやっと明るみに出されたことは、まさに残念至極と言わねばならない。宮沢内閣と自民党は

この影響を恐れ、全容が明るみに出るのを極力避けるために、臨時国会の招集をギリギリまで先延ばしする意向のようだが、この態度はまったく逆である。佐川問題を国会が静観すれば、国民の政治不

一、自治省が八月一四日発表した「住民基本台帳の人口調査」によれば、「一票の投票価値」の格差は、先の国勢調査時に比べさらに拡大していることを示している。衆議院議員一人当たり人口の最も少ない東京八区に対する格差三倍・違憲状態にある選挙区は、六選挙区から八選挙区に拡大、また参議院の選挙区格差も最大六・四六倍に拡大している。定数是正への取り組みは、待ったなしの状況にある。

一、先の参議院選挙では一人に一人が棄権するという史上最低の投票率を記録したが、この要因には定数是正の遅れなど、進まない政治改革への苛立ち・不信といったものが強く影響している。わが党は、国民の政治に対する信頼を取り戻すためにも、いち早くわが党が提案してきた衆議院選挙区の最大格差を一・五六倍に抑えた「定数是正案」に沿って、国勢調査に基づく抜本的な定数是正と一人区・六人区の解消を内容とする八六年の国会決議をすみやかに実現させる決意である。

信はさらに深まり、やっと手をつけはじめた景気対策の効果を減殺することにもなりかねない。宮沢内閣は、九月中のできるだけ早い時期に臨時国会を招集すべきである。そして疑惑を取りざたされている関係者の証人喚問を実現し、事態の究明と解決を国会と国民自身の手によって行なうことが欠かせないと考える。

一、政治改革の課題は、既に四年越しの「夏休みの宿題」となった。

そのデッドエンドは、宮沢首相自らがこの秋と公約していたはずだ。佐川急便事件の表面化によって、このさらなる引き延ばしは断じて許されなくなつたと認識しなければならない。

まず、すでに政治改革協議会の場で合意している一八項目を、臨時国会の冒頭で処理することを、改めて要求する。そこで区切りをつけるのではなく、これを出発点としてただちに抜本改革の作業へとつなぐことが重要だ。

そこで優先審議すべき課題は、①政治資金全体の透明化、企業・団体献金の禁止、悪質な選挙違反者に対する当選無効と一定期間の立候補制限、秘書等を含む連座制の強化、汚職事件で有罪となつた者の公民権停止・立候補制限などの措置、②政治資金規制法・公職選挙法の強化改正、政治倫理法の制定と政治腐敗防止のための法的整備、などであるべきだ。

これからは、第一一二国会で、野党が共同提案した政治倫理法案、社会党が提案した政治資金規制法改正案の内容であるが、自民党が今回の佐川急便事件で自らの政治倫理感覚の麻痺ぶりをさらけ出してしまつた経緯に鑑み、これら野党側の改革案を、緊急立法として審議することを提言する。わが党は、その成立に向けて全力を尽くす決意だ。

一、定数是正と選挙制度の改革も、抜本的政治改革の重要な内容である。定数是正については、今日この問題が議会制度をとる諸外国の常識をはるかに超えており、わが国議会制民主主義の根幹にかかわ

る事態として緊急に解決しなければならない。当面の「九増一〇減」案は抜本是正に移行する前提とし、引き続き格差二倍未満の実施に向けて真剣な与野党協議を開始し、実現を期すべきである。

選挙制度改革に関して、わが党は政治改革プロジェクトを通じて検討を進めているが、民意を最もよく反映させるため、衆議院に比例代表制度を導入することを含めて党内外の論議を進め、早い時期に成案を明らかにしたい。

さらに国会改革のあり方について私は、立法府としての機能強化、政党会派を基本とした運営、調査権限の強化、発言・審議時間の十分な確保、参議院の独自性尊重などを柱に党の総務会で徹底的に議論し、成案を作るよう求める。

以上

カンボジアにおけるPKOへの参加に関する申し入れ

一九九一・九・七

政府は九月八日の閣議において、カンボジアでのPKOに対する自衛隊の部隊等をはじめとする国際平和協力隊の派遣に関する政令や実施計画を定めるという。その根拠となっているPKO協力法について多くの問題点があり、国民の合意や支持も得られていない状態では、そのままの形でのPKOへの参加には重大な疑義がある。この立場からわれわれは、以下のように申し入れる。

一、自衛隊の部隊としての派遣、とくに武器を持ち込むことについて

は、憲法違反の疑いがあり、行うべきではない。

二、文民警察、選挙要員など文民の派遣については、国連の要請に早急に応えるべきである。

三、政令や実施計画はもとより、国連の要請文書、国連やカンボジア側との取り決め、実施要領等の関係資料を直ちに国会に提出するとともに、自衛隊の部隊等の派遣の前に臨時国会を早急に開くべきである。

四、カンボジアの支援については、文民、民間によって可能な協力の分野は多い。たとえば国道六号線のアクセスマーカー、「日本橋」の修復等については、民間企業が実施しているとも伝えられている。わが党の調査でも明らかのように、国民生活上のインフラストラクチャの整備は急務である。これらについて調査し、ODAの可能性を具体的に把握するためにも、政府としても国会の超党派の調査団の派遣に全面的に協力すべきである。

理センター（C M A C）の活動が一日も早く軌道に乗るよう、主として財政的な支援を早急に実施すべきである。

七、わが国における国際協力については、平和憲法の理念を踏まえるとともに、国民の合意を得られるものとし、わが党がかねてから主張し、当初の自公民合意にも適合する「非軍事、民生、文民の常設組織」の創設、日本自身の重縮、自衛隊の削減などを真剣に追及すべきである。そして、それを柱として現在のPKO協力法を抜本的に作り直すべきであり、国際的に見ても日本にふさわしい国際協力の体制を整備すべきであることを、この機会にあらためて強調しておきたい。

一九九二年九月七日

日本社会党中央執行委員長

田辺 誠

内閣総理大臣

宮沢 喜一 殿

五、カンボジアにおける「停戦の合意」は、形式上は存続しているものの、実態的にはその第二段階の武装解除は、紛争当事者の一つであるポルポト派が拒否しており、部分的には戦闘も続いている。また「紛争当事者の同意」に関しても、国連の介在については失われていないが、不安定、不正常な状態が続いている。したがって、これらの諸条件が明確に確立されるよう、政府として外交的努力を強めるとともに、それまでの間は慎重に対処し、また国連等にも諸条件の確立に全力をあげるべきである。

六、地雷の撤去については、今後もカンボジアの最大の問題の一つとなりつづける。政府は、UN T A C のイニシアティヴによる地雷処



一九九二・九・八

談話

日本社会党書記長
山花貞夫

一九九二・九・九

1. 宮沢内閣は本日の閣議で、カンボジアでのPKOに対する自衛隊の部隊等をはじめとする国際平和協力隊の派遣に関する政令や実施計画を決定した。しかし、PKO協力法が多く問題点を残し、国民の合意や支持が得られないまま「自衛隊派遣」強行は遺憾である。
1. カンボジアにおける「停戦の合意」は、実態的にその第二段階の武装解除について、紛争当事者の一つであるポルポト派が拒否しており、部分的には戦闘も続いている。また「紛争当事者の同意」に關しても、国連の介在については失われていないが、不安定、不正常な状態が続いている。したがって、これらの諸条件が明確に確立されるまでの間は慎重に対処し、また国連等にも諸条件の確立に全力をあげるよう働きかけるべきである。
1. わが党は、政令や実施計画はもとより、国連の要請文書、国連やカンボジア側との取り決め、実施要領等の関係資料を直ちに国会に提出し、国民に秘密を作らず、派遣より先に国民の理解を得られるよう要求する。
1. カンボジアの状態は、文民、民間によって可能な協力の分野は多い。国道六号線のアクセスや「日本橋」の修復等については、民間企業が実施しているとも伝えられている。わが党的調査では、国民生活上のインフラストラクチャの整備は急務である。これらについて調査し、ODAの可能性を具体的に把握するためにも、政府と

しても国会の超党派の調査団の派遣に全面的に協力すべきである。

1. わが国の国際協力は、平和憲法の理念を踏まえ、国民の合意を得られる「非軍事、民生、文民の常設組織」の創設、日本自身の軍縮、自衛隊の削減などを真剣に追求すべきである。現在のPKO協力法を早急に抜本的に作り直すことを要求する。

日本・ロシア関係の飛躍的前進をめざして

日本社会党・外交政策調査会

はじめに

- 1、冷戦時代において、猜疑と敵意に満ちていた日本とロシアの関係は、冷戦が終結しソ連邦が崩壊したいま、信頼と友好のパートナーシップのもとに発展させていくチャンスを迎えている。九月に予定されているエリツィン・ロシア大統領の来日はそのための歴史的な機会である。両国政府は、今次の首脳会談を通じて、冷戦型の外交手法から脱却して、相互の協力と信頼、自制と譲歩を基本とする新しい外交アプローチによって抜本的に関係改善をはからなければならぬ。
- 2、北方領土問題は両国が抱える最大の懸案の一つである。したがつて我が党は北方領土問題の解決に全力をあげる。しかし同時に、今日、ロシアが政治経済的大改革の過程にあり民族的矛盾も抱え込

んで深刻な困難と混乱に陥っている事實を無視してはならない。こうした現状のもとで、領土問題のみに固執する日本政府の姿勢は、むしろロシア側を硬化させ、結果的に領土問題解決の条件を狭めている。

三、感情的なナショナリズムを誘発しやすい領土問題の解決には、相互の自制と譲歩が必要である。こうした立場から、日本政府は領土問題の解決と経済援助の供与とをリンクさせる「政經不可分」の原則を根本的にあらため、他の西側諸国と協力してロシア経済の危機脱出のための効果的で大規模な経済協力をを行い、これを通じたロシアの安定化を通じて北方領土返還を実現する方向をとるべきである。同時に、ロシア政府は、経済協力をめぐる日本と西側諸国との分岐を利用するような手法をとることなく、「法と正義による解決」という従来からの公約を遵守して、領土返還を求める日本国民の声に誠実に応えるべきである。

四、以上の立場に立って、わが党は北方領土、経済協力、地域的平和保障の三分野について左記の通り提言する。

〔一〕領土問題の基本的解決に向けて

一、一九五六年の日ソ共同宣言に明記された通り、平和条約を締結して、ロシアは歯舞群島、色丹島を日本に返還する。

(1) 歯舞、色丹両島はサンフランシスコ平和条約の署名時において連合国間でも日本が放棄した千島に含まれないとの共通認識があり、また一九五六年の日ソ共同宣言でも「平和条約締結後に歯舞、色丹の日本への引渡し」が明記されている。

(2) したがって、平和条約の締結と同時に、ロシアは両島を日本に返還する。

二、一九五五年の日露通好条約を原点とする国後、択捉の歴史的経緯

を尊重して、平和条約において、ロシアは択捉、国後に対する日本の主権を認めるとともに、両国は両島の返還について一定期間内に結論を出すことに合意する。

(1) 一八五五年の日露通好条約で定められた国境線（エトロフ以南を日本領に、ウルップ以北をロシア領にする）は、日ロ両国民が歴史上出会い、平和裡に初めて形成された国境線であり、そこに戻りたいとする気持は、自然な感情であり、拡張主義とは無縁である。

(2) 同時に、サンフランシスコ条約で日本が、南千島である択捉、國後を含む全千島を放棄した事実は否定できないものの、同条約が領土不拡大原則を定めたカイロ宣言と矛盾するものであり、また同条約において千島列島の帰属先が明記されていないなどの事実にも留意すべきである。

(3) したがって、二一世紀を展望した日ロ関係の根本的改善と相互利益を希求する立場から平和条約を締結する際、ロシアは択捉、國後両島に対する日本の主権を認めるとともに両島は両島の返還時期、条件などについて、一定の期間内に結論を出すための公式協議機関を設けることに同意する。

三、北方四島は、冷戦時代の国家主権の概念に縛られることなく、「二一世紀の日ロ友好のシンボル」と位置づけ、自由往来、非軍事化、共同開発、環境保護などの原則のもとに管理する。

(1) 北方四島とロシア、及び北方四島と日本との間は、往来を自由とする。

(2) ロシアは領土返還に伴い自国の軍隊、軍事基地、軍事装備などを撤収し、日本は返還された領土に自衛隊の部隊、基地、装備などを配置しない。また北方四島に対する米軍の使用を認めない。

四島に対する投資、開発などについて日ロ間で協力する。

四島およびその周辺の環境・資源の保護を日ロ共同で行う。

四、四島に住むロシア人の権利を最大限に尊重し、日本は領土返還に当たって、ロシア人住民が不利益を被らないように必要な施策を講じる。

(1) 領土返還に伴つてロシア本土などへの転出・移住を希望するロシア人に對して、日本は適切な費用負担、保障などを行う。

(2) 返還前に一定期間居住していた者に對して、「永住権」を付与する。

(3) 「永住権」を付与された者に對して、健康保険、年金、労災、生活保護、失業保険などを適用する。

(4) 就職、居住、民族教育その他の自由を保障し、必要な補助を行う。

(5) 旧島民の地権や現島民の財産権等について必要な調整・保護を行ふ。

五、ソ連邦の崩壊に伴う経済困難やナショナリズムの台頭などの現状を考慮して、領土問題の拙速な解決を求めず、日ロ関係の全般的改善と日ロ国民間の対話促進などを通じて問題解決をはかる。

(1) 北方領土のロシア人住民の日本への理解を深める立場から、日本国民との対話の機会を拡大する。今年から始まつたビザなし渡航は、有益な試みであるが、外務省による管理が厳し過ぎるため、十分な成果をあげているとは言い難い。したがつて、ビザなし渡航制度も民間のニーシャチブを尊重するものに変更する。

(2) 領土問題解決の雰囲気を醸成するために、自由往来、非軍事化、共同開発、環境保護などの面で過渡的措置の合意をはかる。

〔二〕包括的経済協力の拡大に向けて

一、「政経不可分原則」を転換し、隣国としての経済援助の拡大をはかる

(1) ロシア経済の安定化のために、日本政府は「政経不可分」の立場を捨てて、領土問題とはリンクさせない形で対ロシア経済協力、援助に大胆に取り組むべきである。

(2) 日本海を挟む隣国であるロシアとともにシベリア極東地方の経済改革と経済発展に協力することは、資源の乏しい加工貿易立国であるわが国の長期的利益に資すると同時に、領土問題の解決を含む両国の友好関係発展の良好な条件を作りうる。

(3) 巨大な「発展途上国」に転落したロシア経済の安定化と市場改革を支援することは、世界経済の安定化にとってきわめて重要な課題となっており、世界で唯一豊富な資金供給力を持つIMF主要国である我が国が、率先して緊急支援に取り組むことが期待されている。

二、包括的なイニシアティヴを發揮した重点支援を行う

(1) 現在、ロシア経済は超インフレと不況の同時進行の中にある。

六月のG7合意でロシア経済の安定化のために二四〇億ドルの金融支援が決定され、わが国もこれに協調参加している。しかしながら、主として価格改定と総需要抑制による「シヨック療法」は、現在の情勢下ではかえつて生産低下や生活困難に拍車をかける結果となっている。

(2) 日本は対ロシア経済協力支援に関する包括的なイニシアティヴを今こそ發揮すべきである。ロシア自身の自主的な経済改革案の策定と自助努力を基本として、緊急性と重要性に着目したいくつかの産業分野に重点的な金融支援および知的支援を行うことを通じて、市場経済意向への制度改革と産業構造転換を促すべきである。

具体的には以下の七項目に留意した支援を行うべきである。
ア、医療、食料品など緊急を要する人道的援助については、速やかに援助を実施するとともに、援助を必要とする人びとに確實

に援助物資が到達するよう配慮する。

イ、外貨獲得能力のある石油、天然ガスを中心とした鉱物資源開

発について、採掘・輸送等に関する技術支援および投資の促進を行う。

ウ、軍需産業の民需転換について、軍事部門に集中している高度

な専門技術者の再活用と産業構造転換に関する知的支援、および投資の促進を行う。軍人の再就職を容易にするための、職業訓練、住宅建設などについて必要な援助を行う。

エ、農業生産を回復するために、個人農業の発展を援助するための技術的金融的支援を行う。

オ、ロシア政府による国営独占企業体の分割民営化、中小企業の育成などについて、ロシア側の自立的、自主的な計画に対し、

経営管理等の知的支援、技術支援を行う。

カ、物と情報の流通を確保するために、交通・運輸・通信を中心としたインフラストラクチャ整備、サービス産業育成のため

の技術および知的支援を行う。

キ、財政・金融制度、株式証券市場、経営管理など、知的インフラストラクチャの整備に関する支援協力をを行う。

三、環日本海経済圏の実現を目指す

(1) ロシア共和国について、とりわけ日本に隣接するシベリア極東地方の運輸・通信網の整備拡充、漁業をはじめ環境資源保護に留意した開発協力は、将来の日ロ関係にとって特別の重要性をもつている。

(2) 環日本海経済圏を東アジア経済圏の形成のための重要な一環として位置づけ自治体外交の推進も含め積極的な交流活動を推進すべきである。

(3) 環日本海地域の環境保護の観点から、ロシア国内の原子力発電

所の安全確保、および核兵器の解体処理について必要な援助を行なうべきである。

四、ココム（対共産圏輸出統制委員会）の規制を撤廃する

(1) ソ連邦が消滅し冷戦構造が崩壊した今日、対共産圏に対する軍事上の必要から生まれたココム規制制度はもはやその存在理由を失ったと言つても過言ではない。

(2) ロシアの経済改革とともに軍需産業の民需産業への転換を促進するにあたって現在そのココム規制が重大な障害となっている。九二年二月以降、ハンガリーは規制対象国からはずされ、規制品目も大幅に削減されており、対ロシア経済協力・支援の手足を今なお縛っているココム規制を撤廃すべきである。

〔三〕地域的平和保障の確立に向けて

一、日ロ間の軍縮と信頼醸成措置を促進する

冷戦構造が崩壊し、ソ連邦が消滅した現在、従来の敵対関係を平和関係に転換する新しい発想のもとに、日ロ間の軍縮の実現をめざし、信頼醸成措置を具体化する。

(1) 北方四島からロシア軍の撤退を求めるとともに、日本の自衛隊も米軍も配備せずに四島の非核・非軍事化を実現する。

(2) ロシア極東部に配備されている軍備の削減・縮小を求めるとともに、日本の自衛隊の削減・縮小を求めるとともに、日本の自衛隊の削減、在日米軍の削減・撤退も進める。

(3) 海洋核兵器を含む米ソ間のさらなる核軍縮交渉の進展を求めるとともに、日本の非核三原則を厳密に徹底させる。

北東アジアにおける大規模な軍事演習の中止をめざすとともに、軍事演習の事前通告と相互観察、軍事施設の公開と相互査察の実

現をはじめ、信頼醸成措置の具体化を促進するための日ロ専門家会議を早急に発足させる。

- (5) 核兵器を含むロシアの軍需産業の民需転換にむけた技術協力を進めるとともに、軍事科学者の頭脳流出を防止するために全面的に協力する。

二、アジア太平洋版CSCCEの実現をめざす

軍事ブロックによる対立と軍拡競争という冷戦時代に代わって、共通の安全保障を枠組みとする地域的な平和保障の確立を可能とする新しい時代を迎える。韓ソ・中韓の国交正常化や日朝国交正常化交渉、カンボジア和平の展開にみられるように、CSCCE（全欧安保協力会議）のヨーロッパとは異なるものの、アジア太平洋においても地域的な平和保障をめざす条件が醸成されつつある。日ロ両国は、そのためのイニシアティヴを發揮すべきである。

- (1) 北東アジアにおける平和保障の確立をめざし、当面、軍縮と信赖醸成措置を促進するため、日本・アメリカ・中国・ロシア・韓国・朝鮮民主主義人民共和国による「平和と軍縮のテーブル」を実現する。
- (2) 北東アジア、インドシナを含むASEAN（東南アジア諸国連合）、南西アジアをはじめ、アジア太平洋地域を包括する安保・経済・環境・文化・人権に関する国際協力を検討するための国際会議を提唱する。
- (3) ソ連邦が消滅した現在、当面、APEC（アジア太平洋経済閣僚会議）にロシアの参加を実現する。
- (4) アジア太平洋地域における共通課題のネットワーク化に向けて国会議員、学者、専門家、民間代表などによる国際フォーラムを重層的に展開する。
- (5) 地域的な平和保障協力のあり方をはじめ、冷戦後に対応する国

連の新しい役割と機能の確立に向けた国連改革の検討を開始する。

＜シャドーキャビネット関係＞

一九九二・六・二三

カンボジア復興閣僚会議の結果について

日本社会党シャドーキャビネット
外交委員長 久保田 真 苗

一、わが党は、本日東京で開かれた「カンボジア復興閣僚会議」で、「和平プロセスに関する宣言」と「復旧・復興に関する宣言」が採択され、参加各国・各国際機関がパリ協定遵守の重要性を再認識するとともに、カンボジア復興国際委員会（ICORC）の設置などで一致したことを、高く評価する。また、日本政府が同会議において、カンボジアの復旧・復興計画に対して「一億五千万ドルから二億ドルの範囲」で拠出の用意のあることを表明したことを評価する。

- 一、わが党は、カンボジア各派がパリ協定を遵守することがカンボジア和平と安定の基礎であると認識しており、この立場から、ポル・ポト派がこの間、自派の支配地域へのUNTAC（国連カンボジア暫定行政機構）部隊の立入りを拒否するなど、パリ協定の遵守に前向きでないことを憂慮している。わが党は、ポル・ポト派がパリ協定を尊重することを強く望むとともに、国連および日本政府があくまでも四派の合意に基づいて、中立的立場で和平プロセスを進めるよう要請する。
- 一、日本政府は、PKO法案の強行採決を受けて、自衛隊のカンボジア派遣の準備を着々と進めているが、ポル・ポト派が武装解除を拒

んでいるカンボジアの現状を見れば、政府および自公民三党自らが定めた「国連平和維持隊への参加五原則」さえ遵守される条件は整っていない。したがって、政府は自衛隊部隊のUNTACへの派遣はもちろん、そのための調査団の派遣も行うべきではない。

一、わが党は、この間、平和憲法の原則と国民合意に基づいて、文民によるカンボジア支援について具体的な提言を行つたが、今回の復興会議の結果を受けて、改めてUNTACに対しては自衛隊の派遣と切り離して警察官、選挙監視要員を派遣するとともに、カンボジアの復興支援に向けて青年海外協力隊の派遣などの人的貢献を行ふことを日本政府に求めたい。また、財政的支援についても、今回約束した拠出額にこだわらず、必要であればさらに追加の拠出を行うべきである。さらに、カンボジアに対する人的、物的、財政的支援に当たっては、カンボジア国民の自主性を尊重し、自立性を促すことを主眼に置き、日本を含めた国際NGOへの援助にも配慮すべきである。

一九九二・八・七

九二年版『防衛白書』について

—コメントと若干の提案—

日本社会党シャドーキャビネット

安全保障委員長 上原康助

一、政府は本日、一九九二年度版『防衛白書』を閣議決定した。今度の『白書』は、ソ連邦崩壊による戦後冷戦の集結、米国の国家戦略の転換、『中期防』『大綱』の見直し作業の開始、PKO法案の

成立など、わが国安全保障問題をめぐる内外の激動を踏まえた、政府の情勢認識と防衛政策の新展開の方向性を示すものとして、極めて重要な意義をおびるものとなるはずであった。しかし、『白書』は、この歴史的な過渡期に対応した安全保障政策の転換を求める国民の関心に応え、新時代に対応しい防衛政策の新機軸を積極的に打ち出して国民合意を得るために意欲と姿勢に欠け、総じて歴代自民党政府の下で積み上げられてきた既存の政策の枠組みの防衛に終始する内容にとどまっていることは極めて遺憾である。

一、『白書』は、冷戦が「名実ともに終結」した結果、米ソや欧洲などが国防戦略、戦力の見直しや再編成を開始している情勢に触れている。にもかかわらず、わが国の防衛力整備については、「基盤的防衛力構想」を全面に掲げて、『大綱』が脅威対抗型の所要防衛力整備構想ではなく、また今日の国際情勢が当時の東西デタントの延長線上にあると強弁して、その基本的考え方の抜本的見直しを拒否し、別表の編成・主要装備の部分的変更によって十六年前の冷戦下の政策の延命を図ろうとしている。さらに、『中期防』についても、「制御的な計画」であることを強調し、政府公約であるその修正は『大綱』の枠内で行うとしている。しかし、『大綱』の下で行われた防衛力整備は、日米共同で西側同盟諸国のグローバルな対ソ戦の一翼を担う態勢を構築するものであったことは周知の事実である。新时代の防衛力の在り方を検討する責務にあたって、こうした客観的事実を国民の目から覆い隠し、冷戦下の防衛政策の抜本的見直しを回避しようとする防衛庁の姿勢は、グローバルな軍縮と新时代の防衛政策とリーズナブルな防衛予算を求めるタックスペイヤーとしての国民の声に真摯に応えるものとなっていなければならないことは、厳しく批判されなければならない。

一、政府は防衛庁部内において防衛力の在り方についての検討作業を進めているが、われわれは、『中期防衛力整備計画』を現状凍結し、

『国防の基本方針』『防衛計画の大綱』を抜本的に見直し、ポスト冷戦に相応しい新防衛政策と、二十一世紀を展望した自衛隊の任務、作戦・運用構想、兵力規模、組織編成、装備など包括的な自衛隊改革計画を立案することを目的として、野党や各界の代表や有識者を結集した超党派の自衛隊改革委員会を設置することを提案する。さらに、シビリアン・コントロール、集団的自衛権の不行使、限定防衛（専守防衛）、海外派兵禁止、非核三原則など、憲法に立脚したわが国の安全保障政策の諸原則を明示する「安全保障基本法」の制定を提唱する。

一、『白書』は「国際連合の役割」の項目を新たに設け、中東湾岸危機によって国連が冷戦後の国際社会の平和と秩序維持に「従来以上の機能を果たし始めた」との認識を示し、従来軽視してきた国連平和維持活動を含む国連の役割への期待を表明している。しかし『白書』は、この国連の普遍的な安全保障機能を強化するための具体的方策について、わが国独自の包括的な構想や国連改革案を示すことなく、「国際貢献と自衛隊」の一章を起こしPKO法案の成立を誇示することに終始している。しかも『白書』は、憲法とPKO活動の整合性をめぐる核心的問題となつた自衛隊の指揮権問題に関する明解な説明すらしないまま、何の根拠も示さず同法案による自衛隊の海外活動は「憲法理念に合致する」と決めつけており、「最近の自衛隊活動と世論」の章においても、自衛隊の海外派遣に對してなお多くの国民が不安と疑念を抱いている事実について、直視する姿勢を欠いていることは極めて遺憾である。

一、『白書』もPKO等の「任務を全うするためには国民の理解と支持、協力が不可欠」と指摘しているところであり、われわれは、カンボジアのPKO活動をフォローアップし、法案を見直すための超党派の調査・協議体制を早急につくることを提案する。また、国連の南北問題打開や地域紛争予防のための機能強化を目的とする国連

の組織、運営、財政についての包括的な改革案の策定を求める。さらに、国連による紛争の未然防止外交、平和維持機能を強化するために地域機関との連携が重要課題となっていることから、CSCE（全欧安保協力會議）の経験を踏まえ、アジア太平洋の地域的な集團安全保障システムとして「アジア・太平洋平和保障機構」の創設を提唱し、そのために、わが国の過去の侵略戦争に関する総括を明らかにしつつ、ASEAN等の多様な枠組みを通じて、二国間、多国間の安全保障対話と信頼醸成措置、軍備管理・軍縮協議を精力的に積み上げる努力をさらに着実に進めるよう強く求める。

一、『白書』は、極東旧ソ連軍の動向に関して、兵器の数量のみを列挙するにとどまり、再編されつつある旧ソ連軍や創設されたロシア共和国軍の戦略や編成・装備、即応態勢や後方支援態勢、兵站、訓練、兵士の士気、経済社会的基盤などの総合的な軍事力の動向に関する説明や評価もないまま、「合理化、近代化された膨大な戦力が蓄積された状態」にあり、地域の安全に対する不安定要因であるとしていることは、極めて説得力を欠き、軍事情勢についての国民の正確な理解と判断を促すうえで職責を十分に果していないと指摘せざるをえない。われわれは、主権の確認などあらゆる創意と努力によると北方四島返還交渉の推進を求めるとともに、軍事部門の相互交流と対話促進、情報交換、事故防止協定の締結などをはじめとするロシア共和国との間の信頼醸成措置の積み上げに一層の努力を傾けるよう要求する。

一、『白書』は、アジア諸国の防衛力増強や南沙群島問題をとりあげ、冷戦の集結後の地域紛争の危険性を指摘しているが、地域紛争解決のための国連の役割の増大や地域の政治的信頼関係の醸成を単に期待するにとどまっている。その一方、わが国の近隣諸国との対話を推進するにあたって、「強固な日米同盟関係の重要な役割」を指摘し、「日米安保体制の信頼性の向上」のための整備・技術協

力や在日駐留米軍経費等の負担増強の必要性を強調している。しかし、伝えられる『国防計画指針』や『アジア太平洋地域の戦略枠組み』によれば、対ソ封じ込め戦略に代わるポスト冷戦の米国の新しい「地域防衛戦略」は、わが国をも潜在的なライバルであり地域霸権国とみなし、米国が「いかなる国家も地域の独占的支配をしないようにし」「アジア太平洋地域の問題に他に類を見ない発言権」を確保するために、「主として広範な局地的・地域的緊急事態への対処という地域指向の任務」を遂行する在日米軍に対して、物品役務融通協定の締結や同盟国の兵力の増強などを通じて、「より大きな防衛責任」「より多くの共同行動の責任」の分担を求めるとの考えを示しているのである。

一、われわれは、こうした米国の戦略転換とアジア太平洋諸国の懸念を直視して、日米平和友好条約の締結までの間、米国の役割に関する地域諸国の対話を促進し、米国の一国的利害と二国間同盟を通じた地域紛争抑止から、国連と協力する地域的集団安全保障システムによる域内諸国共同の紛争予防への米国の地域戦略の変化を促しつつ、安保条約の機能転換と段階的な制限的・縮小的運用を行うことを求める。したがって、当面維持する安保条約の枠組みにおいて可能なアジア・太平洋地域の新秩序構築のための軍縮・信頼醸成措置として、米艦艇の核不搭載保証などによる非核三原則の徹底化、条約第六条（極東条項）事態に関する事前協議の徹底、リムパックなどの集團的自衛権行使のための領域外での日米共同演習中止、日米防衛ガイドラインの抜本的見直し、基地の返還・縮小と駐留米軍の削減、思いやり予算の増額停止と削減、住民の生命・生活を脅かす訓練の中止、基地周辺環境破壊の軽減など、安保条約の厳格な運用を提起する。

一九九一・八・一一現在

第二次シャドーキャビネット一覧

委員長	田辺誠茂	伊藤勝	石田好数
副委員長	早川仰	松前	高橋好
事務局長	伊藤勝	伊藤茂	伊藤誠
事務担当	伊藤茂	伊藤誠	伊藤勝
事務局次長（衆議院）	伊藤誠	伊藤勝	伊藤茂
財政委員長	伊藤勝	伊藤誠	伊藤茂
財政委員長補佐	伊藤誠	伊藤勝	伊藤茂
外交委員長	伊藤茂	伊藤誠	伊藤勝
外交委員長補佐	伊藤誠	伊藤勝	伊藤茂
安全保障委員長	伊藤茂	伊藤誠	伊藤勝
安全保障委員長補佐	伊藤誠	伊藤勝	伊藤茂
経済委員長	伊藤茂	伊藤誠	伊藤勝
経済委員長補佐	伊藤誠	伊藤勝	伊藤茂
福祉・労働委員長	伊藤茂	伊藤誠	伊藤勝
福祉・労働委員長補佐	伊藤誠	伊藤勝	伊藤茂
文化教育委員長	伊藤茂	伊藤誠	伊藤勝
文化教育委員長補佐	伊藤誠	伊藤勝	伊藤茂
嶋崎	川俣健二郎	上原康助	久保田真苗
沼澤	戸口玉子	山中邦紀	秋葉忠利
肥田	谷畑	岡田利春	堂本暁子
美代子	竹村幸雄	竹村幸雄	秋葉忠利
	五島正規	五島正規	秋葉忠利

自治委員長
自治委員長補佐

五十嵐 広三

中沢 健次
岩田 順介

農林水産委員長
農林水産委員長補佐

村沢 牧
堀込 征雄

建設委員長
建設委員長補佐

木間 章
種田 誠

環境・科学委員長
環境・科学委員長補佐

日野市朗
鈴木 久

人権・女性委員長
人権・女性委員長補佐

竹村 泰子
西岡 瑞穂子

交通通信委員長
交通通信委員長補佐

武部 利和
堀川 文久

交通通信委員長

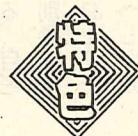
田中 昭一
山中 未治

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成

▼社会党政策資料集成
網羅した政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年
までの総選挙までの、社会党政策資料集
した主要な政策、法案を網羅四百数十
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分で整理し、
解説を付した。



▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から議和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反
イノフン国会など、社会党政策が政府・自民党と対決した政策の資料
集など、そのまま戦後政治史としての貴重な資料集でもあります。

▼政策形成の実績からみた日本社会党政史

「何でも反対の党」といわれた社会党政策だが、労働、福祉、農業、
中小企業政策など、政策実績の先駆的役割をはじめました。本書は政策活動面からの社会党政史である。

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第
三回総選挙政策は、連合政権をめぐらし、新しい時代を切り開
くための問題提起である。

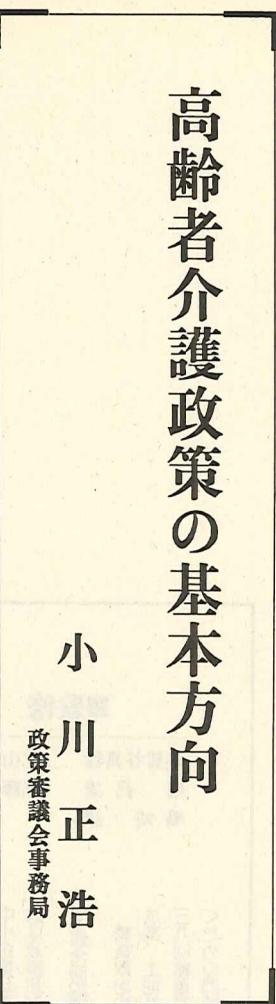
体裁・B5判 上製 化粧函入1400頁
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

高齢者介護政策の基本方向

小川正浩

政策審議会事務局



せておく」というこれまでの社会通念がいかに高齢者の人間性を無視するものかということが声高に指摘されはじめたのはほんの数年前からである。

政府は一九九〇年度を初年度とする「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ゴールドプラン）をスタートさせると同時に、脳卒中情報システムの整備などを中心とする寝たきりを予防する「寝たきり老人ゼロ作戦」を開催し、また、九一年の国会では老人福祉施設の措置権を町村に移譲することなどを主な改正点とする社会福祉八法が改正された。

政府のこうした施策の中には在宅ケアの強調や市町村サービスの重視など従来の福祉行政には見られない新しい要素があることは否定できないが、それにもしても、質量とともになお課題が多いといわざるを得ない。これらの課題については以下われわれの政策の基本的な考え方を説明する中であわせて指摘していくこととする。

高齢社会に向けてのわれわれの政策の基本理念は高齢者の「保護」ではなく「自立」である。日常の生活動作ができなくなつた高齢者に対する介護も単なる保護や救済ではなく、そうした状態になつてもなお人間の尊厳を保つことができるよう、「自立」を促すことでなければならぬ。

食事、排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活の基本的な動作ができなくなつた要介護高齢者の数は、現在七〇万人程度と見られていて、こんごこの数は、高齢化の進行、ながら七五歳以上の後期高齢者層の増大によつていちだんと増えとみられ、厚生省の将来

由紀子氏や岡本祐三氏らの著作で広く紹介されているように、「寝たきり老人」は欧米先進国では一般に見られず、先進工業国では日本だけに見られる特異な現象である。動けなくなつたら黙つて「寝ておく」あるいは「寝か

家族介護から社会的介護へ

日本社会党は介護問題について最近数年のあいだに何回かの政策提言を行つてきた。そ

これらを列挙すれば、「重介護保障政策大綱」（九〇年二月）、「高齢者福祉総合計画」（九一年一月）、「地域に開かれた施設で個別ケアの確立を」（九二年一月）、「二一世紀までに達成すべき福祉の重点目標」（九一年四月）、「高齢者ケア集中整備七カ年計画」、「高齢者の生活を支援するための国庫補助の特例に関する法律の制定を提唱する」（九二年七月）等である。

われわれの介護政策の基本目標は、住み慣れた地域で、しかも家族の犠牲の上にではなく社会が支える介護のシステムづくりをめざすことがある。従来のように、寝たきりの状態になれば施設に収容する、しかもそれらの施設は住み慣れた地域から隔離されたところにあるといった施設指向の介護ではなく、住み慣れた地域で長い間親しんできた人々と一緒にこれまでのライフ・スタイルを維持しながら暮らしていくというあり方が望ましい。いわゆるノーマライゼイションの考え方である。

介護先進国の北欧、例えばスウェーデンでも従来の老人ホームは非人間的だという反省から将来は老人ホームをなくし、サービスハウストと呼ばれるケア付き住宅に重点が移されているという。

政府も数年前から施設福祉を見直し在宅福祉を強調はじめた。しかし、政府の言う在宅介護には二つの側面があることに注意する

必要がある。表面はノーマライゼイションの理念でありこの点は評価してもよい。いっぽう、裏面には介護に必要な財源の効率化、すなわち、施設介護に比べて在宅介護の方が安くつくるので在宅を積極的に進めるという狙いがある。この点に関して経済企画庁の試算がある（経済企画庁総合計画局「二一世紀の高齢者と地域福祉システム」一九八九年）。それによれば、寝たきりの高齢者を処遇するに必要な「総費用」は一九八五年時点で老人病院がもつとも高くつき月額三二、八万円、老人保健施設が三〇万円、特別擁護老人ホームが一八、四万円となっているのに対し、在宅の場合七、〇万円で済む（機会費用を考慮しても一四、八万円）。逆に、「自己負担」でみればもっと高いのが在宅で五、三万円、老人保健施設が五万、特別擁護老人ホームが三、九、七、八万円、老人病院四万円となっている。なぜこんなに在宅が安上りかと言えば、それが家族によって担われているからである。

以上のように、政府の在宅福祉論は新しい装いを凝らしながらも中身は家族とくに女性に依存する介護を目指す古くさい「日本型福祉」なのである。もちろん政府も核家族の進行や女性の社会進出等によって家族の介護力が落ちていることは認めしており、これを補う意味でホームヘルパーやデイサービスセンター

やショートステイなどの施策が位置づけられている。このように政府の在宅介護は家族を「主」、公的サービスは「従」とする私的在宅介護システムである。われわれは、これを転換し、公的供給を主とし、家族は補完とする公的な在宅介護体制の確立をめざしている。

公的サービスの拡充

政府のゴールドプランは九〇年度を初年度とし九九年度を最終年度とする一〇カ年計画として編成されている。一〇万人のホームヘルパーの確保等を柱にしたこれらの計画に必要な総事業費は約六兆円強、うち国費は二兆円台半ば、地方費は二兆円強、その他一兆円台半ばの予定とされ、九〇年度から九二年度予算までの三年間の累積事業額は、一兆二九〇〇億円、うち国費は四三〇〇億円、地方費三八〇〇億円、その他四八〇〇億円となっている。

われわれは政府のゴールドプランについては、本人と家族が必要なときすぐ利用できるシステムとサービス量を目標としていないことと、在宅福祉の重視と言ひながら介護やりハビリに適した「宅」＝住居の確保についてなんら言及がないこと、そして上に見たように国費のウエイトが総事業費の半分に満たないことに端的に見られるように国の財政責任が

まったく不十分であることなどを指摘してきた。事実、ホームヘルパー一〇万人という数もどの程度の介護水準を確保するかを明らかにした根拠のあるものではないし、したがって“いつでも、どこでも、必要なだけのヘルプサービス”を提供するにはほど遠い水準でしかないことは明瞭である。

すでに見たようにこんご要介護者が増えることが予測され、また、二一世紀になれば年金の負担率が現在の二倍になることを展望したとき、ゴールドプランに示されているような貧弱な介護水準を脱却し、残された二一世紀までの期間に“ケア・ニュー・ディール”を実施し、集中的な社会的投資を行うべきである。この観点にたって、ゴールドプランに盛り込まれている諸事業を前倒しし、宮沢内閣が掲げる「生活大祖国五カ年計画」の最終年度である一九九六年度までに執行を終えるべきであろう。そして、今世紀中を目標とする新ゴールドプランの策定を検討すべきである。

その中には最小限でもホームヘルパー一〇万人（週平均五日、一日一～三時間の訪問）、在宅の寝たきり老人を医療の面から支える事業で九二年度からスタートした老人訪問看護ステーションを一万所設置（そのためには現在の運営費だけでなく、施設整備費を新設しないところの事業は進まない）、ケア付き住宅

の大量建設を含む在宅ケアに適した住宅改造計画、少なくとも各市町村に一ヵ所の介護補助器具センター、デイサービスセンターと併設した地域リハビリセンターの設置、給食サービスの確保、老人福祉施設を雑居型の大部屋から個室が主流になるように改めることなどの諸施策がふくまれるべきである。

こうした施策の対象は寝たきり状態にあるお年寄りであり、それらは重度の障害状態にある人々とみなされる。したがって、そのためのケアはナショナルミニマムの範疇に属する政策と考えられるべきである。その意味で生活保護制度と同水準の国庫補助率（国庫負担金）である四分の三とされるべきであろう（現在の補助率はホームヘルパーをはじめ多くが二分の一である）。この国庫補助率を実現するための「高齢者の生活を支援するための国庫補助の特例に関する法律」（仮称）を九三年から九九年までの七年間の时限立法として制定し、この期間に集中的に高齢者ケアを整備することを提唱したい。

もう一つ検討する必要があるのは、介護費用に占める自己負担をカバーする方策についてである。マクロで見た介護費用は参議院厚生調査室の試算によれば概算で二兆八千億円、うち自己負担は約九%を占めるが、家族介護の機会費用を考慮すれば介護費用は四兆円を超える。将来公的サービスの拡大に伴う利用者負担の増大は避けられない。これらを現行の年金保険や医療保険の中に組み込むのかあるいは独立の制度でカバーするのか、それに公的介護保険制度の創設を含めて真剣に研究されてよいテーマである。

（おがわ・まさひろ 政策審議会書記）

重層的な介護保障

まことに見たようにわれわれは北欧並みの社会介護を基軸とするシステムを構想している。同居率が年々目立つて低下し、高齢者世帯が増え、女性の社会進出が顕著になっていく現

「政策の焦点

II

「経済白書」を読んで

仙 波 春 生

政策審議会事務局

経済企画庁は七月二十八日、「調整をこえて新たな展開をめざす日本経済」を副題とする「一九九二年度の年次経済報告書（経済白書）」を公表した。

今年の経済白書は、不況の最中に出されることになった。「日本経済は厳しい局面に立っている」という書き出しが、「日本経済は五〇か月有余の長期の拡大過程にある」と樂観的な判断をみせていた昨年の白書と対比して確かに率直な印象を受ける。

今回の不況の本質は何か。景気はいつ回復するのか、また「バブル」崩壊の影響はどのように表われているのか。これらの問いに経済白書がどのように答えているかを、白書の中から拾い読みしてみた。

白書の概要

白書は総論と三つの章からなっている。

の四点を指摘している。

第2章「日本の景気循環の要因と今次循環の特徴」では、今次景気循環を戦後の景気循環の歴史の中に位置付け、景気循環のメカニズムを分析することにより、昨年來の景気調

響について適切に対処すべきであることを指摘した上で、国民生活の質の向上と国際的な

安定的な更新投資や、生産能力の増加に結びつきにくい合理化・省力化投資等の比重が高い

化するなど、大幅な設備投資の減少も考へにくく反面、急速な再拡大の要因も乏しいと指

している。また、過去の大型景気後の景気後退や資産価格下落の影響からみて、今回においても信用秩序面や資金調達面への影響が

特徴として

①これまで長期にわたり高い成長を続けた設備投資・住宅投資等の最終需要がストック調整局面に入ったこと

②資産価格が低下したこと

③国内物価は一層安定し、労働力需給は依然引締まり基調で推移したこと

④三大都市圏を中心とする大都市圏に比べ、地方圏の景況に減速感がみられるのが遅れたこと

書の概要を簡潔に示している。

第1章「調整過程にある日本経済」では、

九年後半から九二年にかけてのわが国経済の現状を自律的な調整過程とした上で、これを様々な角度から分析し、最近の経済動向の

深刻なものとなる可能性は小さいとする。

第3章「日本の市場経済の構造と課題」では、市場経済が世界全体に拡がっていく歴史的潮流の中で、日米欧の各国が競争しつつ世界経済全体の安定的発展のために協調することは必要であるとの認識のもと、日本の市場経済システムを他の諸国の経済システムと国際比較しながら、わが国の市場経済システムに内在するメリットとデメリットを指摘している。具体的には、株式持ち合い、メインバンク制、終身雇用制度、生産・流通系列、プロセス・イノベーション、適用除外カルテルや政府規制等を検討し、日本の市場経済システムの今後の課題として

- ①労働時間短縮に則したシステムへの移行
- ②成長率重視から消費者重視の経済への移行
- ③市場ルールの明確化と新規参入の促進
- ④企業の公益活動の積極的推進——等を挙げている。

日本経済の現状

昨年八月に出された白書では、「日本経済は五〇か月有余の長期の拡大過程にあり、最近においては一時の高い成長に比べると拡大のテンポは減速してきているが、まだ拡大局面が終わっていると判定できる材料がそろつたということはない」「総合的にみればまだ

景気後退局面に入ったとはいえない」として、引き続き景気が拡大局面にあるとの強気の判断を示していたが、今年の白書では「八七年以降力強い拡大を続けた我が国経済は、九〇年末から緩やかに景気の減速を始め、九一年後半には調整過程に入った」と述べており、昨年の白書が出た頃には日本経済がすでに景気後退局面を迎えていたことを認めた。

今回の景気後退について白書は、主要な要因として、長期に設備投資、住宅建設、耐久消費財需要がそろって拡大し、それらへの需要が一巡し鈍化するというストック調整に、インフレ予防のための金融引締めの影響も加わったもので、副次的に、株価・地価が経済のファンダメンタルズを上回って高騰した後に下落したという「バブル」の発生と崩壊の影響があつたものとみる。そして、七〇年代以降、日本経済は二度のオイルショックや円高不況など外的要因によって景気後退に入る経験を重ねてきたが、今回の景気後退は、むしろ高度成長期のパターンに近い「自律的・内生的」な要因によるものと特徴づけている。

具体的にみていくと、景気拡大局面にあつた八七年度から九〇年度までの四年間の実質経済成長率はGNP（国内総生産）でみて年平均五・二%に達したが、九一年の各四半期（前期比、年率換算）は順に六・七%、四〇%、一・七%、△〇・一%とストック調整

「バブル」の影響はどうだろうか。資産価格は、八九年未をピークとする株価が約六〇

のため成長が鈍化し、同年後半から景気調整局面を迎えた。九二年第1四半期は三・四%と上昇に転じたが、九一年度を通じて二三・五%と前四年間と比べ低い伸びにとどまつた。これまで長期にわたり高い成長を続けた設備投資、住宅投資等の最終需要もストック調整局面に入った。実質民間設備投資は九一年度が三・〇%増、九二年第1四半期は前年同期比〇・九%減で、実質民間住宅投資は九一年度一一・三%減と、いずれも八九年ぶりに前年水準を下回っている。

九一年度の国内卸売物価の上昇は〇・六%、消費者物価も二・八%の上昇と安定しており、労働力需給の点では有効求人倍率が九一年度中低下を続け九二年五月には一・一四倍となつたが、依然求人倍率が求職者数を上回っている。

対外バランスの面では、貿易收支が九一年度にドルベースでは過去最高の一、一三七億ドルの黒字となり、前年度に比べ大幅に增加了。八六年度以来着実に低下を続けた經常収支の黒字も九一年度に入つてから拡大し、九〇一億ドル、GNP比二・六%となつた。

「バブル」の後遺症

%下落し、戦後最大の下落を記録している。

また九〇年後半から地価も広範な地域で下落している。

株価の下落は資本コストの上昇や内部資金の減少、投資資金の利用可能性などの経路を通じて設備投資に影響を与える。しかし、多くの企業は普通社債を中心とする資金調達にシフトしているし、また最近の金利低下はとりわけ中小企業非製造業の資金制約を軽減する他、資本コストの上昇を抑制すると期待され、株価下落が設備投資に及ぼす資金的制約の度合は、短期的には大きくない。ただし、株価下落による収益面への影響が、企業家心理を悪化させる場合には、設備投資に悪影響を与える事態も起こりうる、とする。

金融システムに対する影響という点ではどうか。まず、株価の下落は、含み益の減少を通じて銀行の自己資本比率の低下を招いた。他方、全国銀行の貸出残高の伸びが九〇年以降急速に鈍化していることから、銀行が貸出を過度に抑制し、いわゆる「貸し渋り」が生じているとの懸念がなされている。これについて白書は、借手側の資金需要の減退や金利先安感からの借り控え、CP発行による借り入れ依存の低下、銀行側のこれまでの安易な融資姿勢への反省にもとづく審査の厳格化等の要素を挙げ、健全な資金需要については今どころ貸し渋りが生じているとはみられないが、B.I.S規制の影響もあり、今後は中堅

・中小企業に対しても銀行政策に選別性の強まることが、明確な貸し渋りとして現れてくるとの懸念があると述べている。次に、地価下落の影響については、九〇年四月に不動産向け融資の総量規制が導入されたとはいっても、地価下落の影響を受け、経営が苦しくなっているものが多いため、大蔵省調べでは九二年三月末の六ヶ月以上利払いが停止している延滞債権の元本は都銀、長銀、信託の合計で七〇八兆円で、そのうち担保や保証でカバーされないものは二～三兆円にすぎないことから、不良債権の回収・整理には今後数年を要すると考えられるものの、銀行の体力からみて処理可能な範囲にあり、銀行経営にとって危機的な問題ではない、と述べている。白書が依拠しているのはきわめて控え目な数字であり、やや楽観的に過ぎる見方という気もするのだが……。

②後退期における企業の体质改善努力の二つの侧面から検討している。

まず、経済の自律回復力の面では、四百三十兆円の公共投資基本計画、景気に配慮した予算編成、輸出等が今後の生産回復のプラス要因として作用し、製造業については急速な回復は期待できないものの、生産が増加基調に転じればやがて設備投資も増加に向かい、これにともなって企業の雇用意欲は高まるとみる。乗用車等、一部の耐久消費財についてもストック調整圧力から急速な回復は期待し難いが、労働時間短縮の影響がレジャー等のサービス支出にプラスに作用するという。

次に、企業の体质改善の面では、事業規模の見直し、販売管理費等の経費節減、開発コストの削減といった努力が所期の効果をもたらし、企業の収益体质の改善が進展すれば、やがてこれが様々な経路を通じて今後の景気回復に寄与するとみる。

以上の諸点とあわせ、金融・財政政策が物価の安定とその下での持続的な成長を目指すという中期的な視点に立って運営されることにより、九二年度の後半には、最終需要全般に回復の動きが明らかとなってくることが期待される、というのが白書の示す見通しである。

今後の景気回復

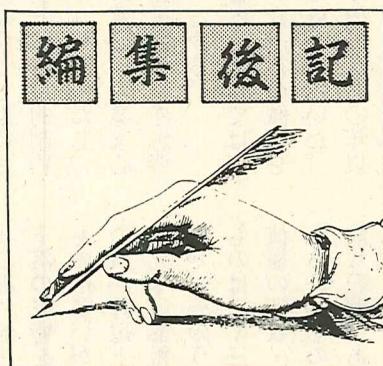
白書は、今後の景気回復過程について

①在庫調整完了を起點とした経済の自律回復

(せんば・はるお 政策審議会書記)

◇西日本を旅すると、野山の松の木のほとんどが立ち枯れて、野晒しの「白い骨」のように不気味に立ち並んでいることに驚かされる。この「松枯れ」現象は、日本海側において頗る著なようで、民謡「関の五本松」で有名な島根県美保が関の「夫婦松」も例外ではなかつた。いまの夫婦松は三代目だという。そのすぐ近くの地蔵崎灯台の周辺はことのほかひどかった。松はすでになく、太い桜の木が樹皮だけになつてミイラのようになぶなげに立っている。かつて林だったところが、まるで焼き払つたようにごとに平らになっていた。「どうしてか」と地元の人聞くと、「岬」であるため風を直接に受けたそうだったのではないか」という答がかえつてきた。しかし、そうだったともと樹木が生えないのではないかと云うと、その人は「はてね」と首をかしげるばかりだった。

◇松枯れは、カミキリムシの運んでくるマツノザイセンチュウで起るというのがこれまでの通説である。このため一九七七年には「松くい虫被害対策特別措置法」が制定され、各地で農薬散布が大々的に進められてきた。しかし、思ったほどの成果が上がらない地域が



多く、また、このマツノザイセンチュウが発生していないのに枯れてしまう森林があつたりして、最近では「松枯れ」は大気汚染やこれに伴う酸性雨や酸性霧が関係していると考える学者が増えてきているようだ。石弘之著、「酸性雨」(岩波新書)によると、酸性雨でじわじわ痛め付けられてきた木が、寒波、熱波、雨不足、豪雪など気象の異常でショックを起し、突然枯れはじめるという。専門家はこの現象を「アシッド・ショック」(酸性ショック)とよんでいるそうだ。

◇木が弱るにつれて抵抗力も失われていき、害虫がはびこりだす。ボロボロになつた枯れ木の樹皮をはがしてみると、裏側にはナメクジがのたつたような、キクイムシのかじった跡が縦横に走っているといふ。そして広葉樹ではあまり目立たない被害が針葉樹に集中するのは、酸性雨による森林被害では世界に共通する現象だと石弘之氏はその著書で指摘されている。酸性雨は国立環境研究所の調査によると、広島県三次盆地ではPH三台が三箇所あつたと報告している(一九八九年一月)。環境破壊は確実に進行しているようだ。

(右)

政策資料編集委員会

委員長	早川勝
編集委員	小野信一
	外口玉子
	元信堯
	山本正和
	温井寛
	石田武
	浜谷惇
	早川幸彦
兼事務局長	河野道夫
会計監査	渡辺博
	元信堯
	原野人
	石田好数
	佐間田勝美
	川那邊博
	篠崎年子
	篠崎年子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部	三〇〇円
年間購読料	五一円
郵便振替	四二〇〇円(前納)
又は	東京8-80821
大和銀行	衆議院支店
普通	203888
日本社会党政策審議会	

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

October, 1992

No. 313

Foreword;

Yamamoto Masakazu

Vice-Chairman of Policy-making Board

〈Documents〉

Proposal for Party Leaders' Meeting Chairman

Interim Review of the Last Councilors' Election and our Present

Basic Policy Central Executive Committee

Presentation on Roughly Estimated Budget for 1993 by the Ministry of
Posts and Telecommunications

..... Post and Telecommunication Division

Presentation on Japanese Participation in PKO in Cambodia... Chairman

For Dramatic Progress in Russo-Japanese Relationship

..... Research Division on Foreign Policy

On "Defence White Paper" OF 1992

〈Focus of Policy 〉

I Basic Policy for Health Care for the Elderly

II Reading Economic White Paper

政策資料 10月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857